

大 津 市

障害福祉のしおり



大津市
OTSU

大津市役所障害福祉課
(大津市福祉事務所)

この障害福祉のしおりは、2025年（令和7年）1月31日
現在で編集しています。

障害福祉のしおりをご覧の皆様へ (事前にお読みください)

▼しおりに掲載している各種制度の利用について

このしおりに掲載している助成や手当・減免・割引などの各種制度につきましては、事前に申請をしなければ、そのサービスなどが受けられないものがあります。

また、申請の際には診断書が必要になるなど、申請するサービスの種類によって、申請書以外に添付していただく書類が必要な場合があります。

各種制度の掲載欄には、担当窓口を記載しておりますので、詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

▼ホームページをご活用ください

障害福祉のしおりは、市のホームページでもご覧いただけます。また紙面の都合上、詳細なご案内ができておりませんが、ホームページには詳しく掲載しています。

しおりに掲載している二次元コードをご活用いただくと、関係するページにアクセスできますので、ご活用ください。

おおつ光ルくんの

プチ手話講座



こんにちは

大津市ホームページで「障害福祉のしおり」を見ることができるよ。

(URL <http://www.city.otsu.lg.jp>)

「障害福祉のしおり」と検索してみてね。



←この二次元コードから「障害福祉のしおり」のページにアクセスできます。

《 目 次 》

1 障害者手帳・・・・・・・・・・1

- ◎身体障害者手帳・・・・・・・・・・1
- ◎療育手帳・・・・・・・・・・1
- ◎精神障害者保健福祉手帳・・・・・・・・2

2 医療費・・・・・・・・・・3

- ◎自立支援医療費（更生医療）・・・・3
- ◎自立支援医療費（育成医療）・・・・3
- ◎自立支援医療費（精神通院医療）・・・・4
- ◎後期高齢者医療制度・・・・4
- ◎障害者医療費の助成（福祉医療）・・・・5
- ◎精神科通院医療費の助成（福祉医療）・・・・5
- ◎特定疾病療養受療証・・・・6
- ◎心身障害児（者）歯科治療・・・・6
- ◎特定医療費（指定難病）助成制度・・・・7
- ◎小児慢性特定疾病医療費助成制度・・・・7

3 日常生活の支援・・・・・・・・8

- ◎障害福祉サービス・・・・・・・・9
 - サービスの利用方法・・・・・・・・9
 - 障害支援区分の認定・・・・・・・・10
 - 訪問を受けるサービス・・・・・・・・10
 - ・居宅介護（ホームヘルプサービス）・・・・10
 - ・重度訪問介護・・・・・・・・11
 - ・行動援護・・・・・・・・11
 - ・同行援護・・・・・・・・11
 - 施設に通って利用するサービス・・・・11
 - ・生活介護・共生型生活介護・・・・11
 - ・短期入所・共生型短期入所
（ショートステイ）・・・・11
 - ・自立訓練（機能訓練）・・・・11

- ・自立訓練（生活訓練）・・・・12
- ・宿泊型自立訓練・・・・・・・・12
- ・就労移行支援・・・・・・・・12
- ・就労継続支援A型・・・・・・・・12
- ・就労継続支援B型・・・・・・・・12
- ・就労定着支援・・・・・・・・13
- 住まいのサービス・・・・・・・・13
 - ・療養介護・・・・・・・・13
 - ・施設入所支援・・・・・・・・13
 - ・グループホーム（共同生活援助）・・・・13
- 相談支援サービス・・・・・・・・14
 - ・計画相談支援・・・・・・・・14
 - ・障害児相談支援・・・・・・・・14
 - ・地域相談支援・・・・・・・・14
 - ・自立生活援助・・・・・・・・14
- ◎障害児通所支援給付サービス・・・・15
 - 児童発達支援・・・・・・・・15
 - 居宅訪問型児童発達支援・・・・15
 - 放課後等デイサービス
 - ・共生型放課後等デイサービス・・・・15
 - 保育所等訪問支援・・・・・・・・15
- ◎障害福祉サービス・障害児通所支援
給付サービスの利用者負担など・・・・16
- ◎地域生活支援事業・・・・・・・・17
 - ・相談支援事業・・・・・・・・17
 - ・訪問入浴サービス・・・・・・・・17
 - ・施設入浴サービス・・・・・・・・18
 - ・入院時意思疎通支援員派遣事業・・・・18
 - ・手話通訳・要約筆記派遣事業・・・・18
 - ・盲ろう者向け通訳・介助員
派遣事業・・・・18
 - ・代筆・代読支援員派遣事業・・・・18
 - ・重度障害者大学等修学支援事業・・・・18

・移動支援事業	19
・日中一時支援事業	19
・地域活動支援センター事業	19
◎難病等の方へのサービス	20
◎介護保険	20

4 福祉用具 21

◎補装具	21
◎日常生活用具	22
◎小児慢性特定疾病児童 日常生活用具の給付	27

5 助成・手当・年金 28

◎住宅改造費用の助成	28
◎自動車改造費用の助成	28
◎自動車運転免許取得費用の助成	29
◎点字新聞購読料の助成	29
◎特別児童扶養手当	29
◎障害児福祉手当	31
◎特別障害者手当	32
◎手当の所得制限	33
◎児童扶養手当	33
◎障害基礎年金	33
◎障害厚生年金	34
◎心身障害者扶養共済制度	34
◎介護料支給制度	34

6 税金の控除・公共料金割引

. 35

◎自動車税・軽自動車税の減免	35
----------------	----

◎税金の控除	36
◎国民健康保険料の減免	36
◎NHK受信料の減免	37
◎公共施設の利用料の減免等	38

7 交通に関するサービスと割引

. 39

◎タクシー料金割引	39
◎タクシー券	39
◎ガソリン券	39
◎路線バス運賃の割引	39
◎比叡山鉄道の割引	40
◎京阪電鉄の割引	40
◎JR旅客運賃の割引	40
◎デマンド型乗合タクシーの割引	40
◎有料道路通行料金の割引	41
◎公共駐車場の料金割引	42
◎市立図書館の利用に伴う 隣接駐車場利用サービス	43
◎駐車禁止除外指定車標章の交付	43
◎滋賀県車いす使用者等用 駐車場利用証制度	43

8 その他の福祉サービス等

. 44

◎図書館資料の郵送貸出サービス	44
◎図書館の電子図書・オーディオブック	44
◎マルチメディアデジター図書	44
◎対面朗読サービス	44

◎点字版・声（音声版）の広報おおつ	45
◎声（音声版）のおおつ市議会だより	45
◎議場傍聴席の聴覚障害者用 傍聴支援モニター	45
◎身体障害者デイサービス事業	45
◎聴覚障害者相談員設置事業	45
◎聴覚障害者のサービス	46
◎成年後見制度	46
◎大津市権利擁護サポートセンター	46
◎緊急通報システムの設置	46
◎緊急通報（119番・110番）	47
◎障害者手帳アプリ「ミライロID」	47
◎青い鳥郵便葉書の無償配付	47
◎ヘルプマーク	48
◎介護マーク	48
◎大津市ごみ出し支援戸別収集サービス	48

9 障害者スポーツ 49

10 関係施設・団体等 53

◎やまびこ総合支援センター	53
◎やまびここども療育センター	53
◎北部こども療育センター	54
◎東部こども療育センター	54
◎こども発達相談センター	54
◎発達障害者相談支援センターかほん	54
◎おおつ働き・暮らし応援センター	55
◎大津公共職業安定所	55
◎障害者福祉センター	55
◎障害者虐待防止センター	55

◎民生委員・児童委員	55
◎大津市社会福祉協議会	55
◎県大津・高島子ども家庭相談センター	55
◎大津市保健所	56
◎あんしん長寿相談所	56
◎すこやか相談所	57
◎滋賀県医療福祉相談モール	57
◎障害児教育諸学校	57
◎関係団体	58
◎大津市障害者自立支援協議会	59
◎おおつ基幹相談ネット	59
◎おおつほっとネット事業	60

11 相談窓口 61

◎こんな相談がしたいときには	61
◎地域アドボケーター（地域相談支援員）	63
◎身体・知的・精神障害者相談員一覧	64

12 事業所一覧 65

大津市役所障害福祉課管轄のサービスについて、来庁相談をご希望の場合は、あらかじめ当課までご連絡くださいますようお願いいたします。

（お約束のないご来庁の場合、サービス担当者が外勤等で不在のときがあります）

※この障害福祉のしおりは、2025年（令和7年）1月31日現在で編集しています。

障害者等級主要事業一覧表

区 分		視覚障害						聴覚・平衡機能障害						音 声 言 語 障 害		心臓、腎臓、呼吸器、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫の各機能障害									
サービス種類		障害等級						1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4	1	2	3	4	
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○	
医療費	自立支援医療（更生医療）	手帳所持者で、障害の種類、医療内容が該当すれば利用できます。																							
	自立支援医療（育成医療）	手帳を所持していなくても、障害の種類、医療内容が該当すれば																							
	自立支援医療（精神通院医療）	手帳を所持していなくても、障害の種類、程度が該当すれば利用																							
	障害者医療費の助成	○	○	※	※	※	※	○	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	※	○	○	※	※		
日常生活の支援	障害福祉サービス	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害児・者の福祉サービスの給付です。 障害の程度により受けられるサービスに違いがあります。 まずは相談支援事業所（P9参照）にご相談ください。																							
	訪問を受けるサービス																								
	施設に通って利用するサービス																								
	施設に入所するサービス																								
	グループホーム																								
	相談支援サービス	障害の程度により受けられるサービスに違いがあります。																							
	障害児通所支援給付サービス																								
	地域生活支援事業																								
	手話通訳・要約筆記派遣事業																								
難病等の方へのサービス	対象疾患や状態により、受けられるサービスに違いがあります。																								
福祉用具	補装具費の支給	障害の種類や程度により、給付・交付・修理のできる品物に違いが																							
	日常生活用具の給付																								
助成・手当・年金	住宅改造費用の助成	○	○																						
	自動車改造費用の助成																								
	自動車運転免許取得費用の助成	○	○	○	○								○	○	○					○	○	○	○	○	
	特別児童扶養手当	○	○	○									○	○						○		○	○		
	障害児福祉手当	△	△										△								△				
	特別障害者手当	△	△										△								△				
	障害基礎年金	△	△	△									△	△						△	△	△	△		
税金の控除等	自動車税・軽自動車税の減免	○	○	○	○								○	○					△		○	○	○		
	税金の控除	○	○	○	○	○	○						○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
	国民健康保険料の減免	△	△	△	△	△	△						△	△	△	△	△		△	△	△	△	△	△	
	NHK受信料の減免	△	△	△	△	△	△						△	△	△	△	△		△	△	△	△	△	△	
交通割引	タクシー券・ガソリン券	△	△										△								△	△			
	バス・JR割引等	○	○	○	○	○	○						○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
	有料道路通行料金の割引	○	○	○	○	○	○						○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
	公共駐車場の料金割引	○	○	○	○	○	○						○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
	駐車禁止除外指定車標章の交付	滋賀県警察の規定に該当する歩行困難な人																							
	滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度	○	○	○	○								○	○		△					○	○	○	○	

※この表は、あくまでも参考であり、○・△であっても対象にならない場合がありますので、

肢体不自由 (上肢・下肢・体幹)						知的 障害		精神障害			所得 制限	年 齢 制 限	自 己 負 担	掲 載 ペ ー ジ	備 考 (○印：該当、△印：一部該当、※印：対象者 には手帳交付時に市役所から必要書類を送付し ています)
1	2	3	4	5	6	A	B	1	2	3					
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	／	／	／	1	手帳の交付
											有	有	有	3	18歳以上
利用できます。											有	有	有	3	18歳未満
できます。											有		有	4	
○	○	※	※	※	※	○	△	○	○		有	有	有	5	
													有	9	本人および世帯員の課税状況により費用負担がある場合があります。 (世帯の範囲の詳細については、P16参照) 介護保険制度対象者は、原則介護保険制度が優先となります。
													有	10	
													有	11	
													有	13	
													有	13	
													有	14	
											有	15			
											有	17			
														18	大津市内に居住している人
											有	20	大津市内に居住している人		
あります。											有	有	21	介護保険制度対象者は、原則介護保険制度が優先となります。	
											有	有	22		
○	○					○					有		有	28	原則、65歳未満の障害者
△	△	△	△								有		有	28	通学、通院、通所、就労等で自動車が必要な人
○	○	○	○									有	有	29	18歳以上。肢体不自由で自動車を改造する必要がある人も対象
○	○	○	△			○	△				有	有		29	20歳未満。手帳に該当しない障害でも、認定される場合があります。
△	△					△					有	有		31	20歳未満の障害者。施設入所している人は除く。
△	△					△					有	有		32	20歳以上の障害者。施設入所・入院している人は除く。
△	△	△	△			△	△	△	△		有	有		33	20歳以上の障害者
○	○	△	△	△	△	○		○						35	市県民税、所得税、相続税、贈与税
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				36	市県民税、所得税、相続税、贈与税
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	有			36	
△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	有			37	全額免除と半額免除があります。
△	△					△		△			有			39	どちらか一方を選択・市民税非課税世帯に属する人
○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△				39	
○	○	○	○	○	○	○								41	第1種・Aの手帳所持者は介護者運転の場合も適用
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				42	
滋賀県警察の規定に該当する歩行困難な人						○		○						43	
○	○	△	△	△	△	○		○	○					43	

詳しくは掲載ページをご覧ください。各窓口にお問い合わせください。

1 障害者手帳

障害者手帳は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種類があります。

身体障害者手帳

身体障害がある場合、身体障害者手帳が交付されます。

障害の程度によって1級（重度）から6級（軽度）までの区分があります。

■対象者 視覚、聴覚・平衡、音声・言語・そしゃく、肢体（上肢・下肢・体幹）、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫、肝臓の機能に永続する障害がある人

■申請について

申請区分	どんなとき	必要書類
新規交付	初めての申請のとき	申請書・診断書（指定医師が記入）・写真（3×4cm）
障害名追加	別の障害を追加するとき	
障害程度変更	障害の程度が変わったとき	
再認定	再認定のとき	
再交付	紛失・破損等されたとき	申請書・写真（3×4cm）・身体障害者手帳の写し（紛失の場合は不要）
氏名・居住地の変更	氏名・住所が変わったとき	申請書・身体障害者手帳
返還	死亡されたとき 手帳が不要になったとき	申請書・身体障害者手帳

■窓口 市役所障害福祉課

※手帳はお手元に届くまで2カ月程度かかります（特に、診断書の内容等について、診断した医師と調整が必要な場合は、3カ月以上かかる場合があります）。

療育手帳

知的障害がある場合、療育手帳が交付されます。障害程度によりA1（最重度）・A2（重度）・B1（中度）・B2（軽度）の区分があります。

申請後、18歳未満の人は、県大津・高島子ども家庭相談センター、18歳以上の人は県精神保健福祉センター（知的障害者更生相談所）で判定を受けていただきます。判定の日時については、判定機関から連絡があります。ご申請いただいてから、判定までにお時間をいただく場合がございます。お早めにお手続きをお願いします。

手帳交付後は障害程度確認のため、定期的に再判定を受けることになっています。

■申請について

申請区分	どんなとき	必要書類
新規交付	初めての申請のとき	申請書・相談票・写真（3×4cm）
再判定	再判定の時期が来たとき	申請書・相談票・写真（3×4cm）・療育手帳
再交付	紛失・破損等されたとき	申請書・写真（3×4cm）

氏名・居住地 の 変 更	氏名・住所が変わったとき	申請書・療育手帳
返 還	死亡されたとき 手帳が不要になったとき	申請書・療育手帳

■窓 口 市役所障害福祉課

※手帳は市役所経由で、判定機関での判定後、滋賀県が交付しますが、申請件数が非常に多く、判定までは3～6カ月待ちとなっております（予約の状況により変わります）。お手元には判定後1～2カ月で届きます。

■判定機関

県大津・高島子ども家庭相談センター（におの浜四丁目4-5）電 話 077-548-7768

FAX 077-548-7769

県精神保健福祉センター（草津市笠山八丁目5-130）

電 話 077-563-8448

FAX 077-562-4334

精神障害者保健福祉手帳

精神障害のために長期にわたり日常生活又は社会生活上のハンディキャップがある場合、精神障害者保健福祉手帳が交付されます。障害等級は障害年金の等級に準じて1～3級までの区分があります。

精神疾患の全てが対象ですが、知的障害は含まれません。

■申請について

申請区分	どんなとき	必要書類
新 規 交 付	初めての申請のとき	申請書・診断書（精神障害者保健福祉手帳用） 写真（3×4cm）
更 新	有効期限の3カ月前から	申請書・診断書（精神障害者保健福祉手帳用）
障害程度変更	障害の程度が変わったとき	申請書・診断書（精神障害者保健福祉手帳用） 精神障害者保健福祉手帳・写真（3×4cm）
再 交 付	紛失・破損等されたとき	申請書・写真（3×4cm）
氏名・居住地 の 変 更	氏名・住所が変わったとき	申請書・精神障害者保健福祉手帳・写真（3×4cm） ※変更後30日以内に申請してください。
返 還	死亡されたとき 手帳が不要になったとき	手帳返還届・精神障害者保健福祉手帳

※精神障害を理由に年金を受給している人は、診断書に代えて年金証書等による申請が可能な場合があります。詳しくは窓口へお問い合わせください。

■窓 口 市役所障害福祉課

※手帳は市役所経由で滋賀県が交付します。お手元に届くまで3カ月程度かかります。

■審査機関

滋賀県立精神保健福祉センター（草津市笠山八丁目5-130）電 話 077-567-5028

FAX 077-566-5370

2

医療費

障害の程度、医療の内容によって、医療費が軽減されます。

自立支援医療費（更生医療）

身体上の障害を軽くしたり取り除いたりするための医療にかかる医療費を給付します。

- 対象医療 心臓機能（冠動脈バイパス術、ペースメーカー植込術 等）
じん臓機能（腎移植術、人工透析 等）
肢体不自由（人工関節置換術 等） など
- 対象者 身体障害者手帳を持っている18歳以上の人で対象医療を指定自立支援医療機関で受ける人
- 自己負担額 原則医療費の10%となります（生活保護世帯を除く）。ただし収入や課税額等により適用されない場合もあります。
- 申請方法 <新規の場合の提出書類>
自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書、自立支援医療（更生医療）意見書、
医療費概算内訳書、健康保険証等の写し※、市民税非課税世帯の場合は本人の前年の収入が
確認できるもの（障害年金の支払通知書の写し等）
※マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）利用登録をしている場合も、引き続き
保険証等（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの資格情報画
面が印字されたもの）の写しの提出をお願いします。
※その他の書類が必要となる場合がありますので、詳しくは窓口へお問合せください。
- 窓 口 市役所障害福祉課

自立支援医療費（育成医療）

身体に障害のある児童又は現存する疾病を放置すれば将来障害を残すと認められる児童の障害に対して、治療効果が期待できる医療にかかる医療費を給付します。

- 対象医療 肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害などに対する医療
- 対象者 18歳未満の児童で対象医療を指定自立支援医療機関で受ける人
- 自己負担額 原則医療費の10%となります（生活保護世帯を除く）。ただし収入や課税額等により適用されない場合もあります。
- 申請方法 <新規の場合の提出書類>
自立支援医療費（育成医療）支給認定申請書、自立支援医療（育成医療）意見書、
健康保険証等の写し※、市民税非課税世帯の場合は本人の前年の収入が確認できるもの（障
害年金の支払通知書の写し等）
※マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）利用登録をしている場合も、引き続き
保険証等（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの資格情報画
面が印字されたもの）の写しの提出をお願いします。
※その他の書類が必要となる場合がありますので、詳しくは窓口へお問い合わせください。
- 窓 口 市役所障害福祉課

自立支援医療費（精神通院医療）

精神障害の医療にかかる医療費を給付します。

- 対象医療 精神疾患に対する継続的な通院医療
- 対 象 者 通院により、対象医療を指定自立支援医療機関で受ける人
- 自己負担額 原則医療費の10%となります（生活保護世帯を除く）。ただし収入や課税額等により適用されない場合もあります。
- 申請方法 <新規の場合の提出書類>
 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書、診断書（自立支援医療（精神通院医療）用）、健康保険証等の写し※、市民税非課税世帯の場合は本人の前年の収入が確認できるもの（障害年金の支払通知書の写し等）
 ※マイナンバーカードの健康保険証（マイナ保険証）利用登録をしている場合も、引き続き保険証等（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルの資格情報画面が印字されたもの）の写しの提出をお願いします。
 ※その他の書類が必要となる場合がありますので、詳しくは大津市役所障害福祉課のホームページをご確認いただくか、障害福祉課までお問合せください。
- 窓 □ 市役所障害福祉課
 ※自立支援医療（精神通院医療）受給者証は、市役所経由で滋賀県が交付しますが、お手元に届くまで3カ月程度かかります。
- 審査機関 滋賀県立精神保健福祉センター（草津市笠山八丁目5-130）
 電 話 077-567-5028 FAX 077-566-5370

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、原則として75歳以上の人が入会する保険の制度です。ただし65歳以上74歳以下の人で、下記のような一定の障害がある人についても申請により後期高齢者医療制度に入会することができます。

- 対象者
 - ・身体障害者手帳 1～3 級
 - ・身体障害者手帳 4 級の一部（音声・言語・そしゃく機能障害と下肢機能障害の一部）
 - ・療育手帳 A1、A2（最重度、重度）
 - ・精神障害者保健福祉手帳 1・2 級
 - ・障害基礎年金受給者 1・2 級
- 内 容
 - ・医療費の自己負担割合が所得により 1 割、2 割又は 3 割になります。
 - ・現在加入中の健康保険（国保・社保）と保険料が変わる場合があります。社会保険の被扶養者の場合は、新たに保険料負担が生じることになります。
 - ・加入要件に該当しなくなったときは、被保険者資格を喪失するため、届出が必要です。
 - ・加入をご希望の方は、下記の窓口へお問い合わせください。
- 窓 □ 市役所保険年金課高齢者医療係
 電 話 077-528-2687 FAX 077-525-8887

障害者医療費の助成（福祉医療）

病院等で要した医療費（健康保険適用分）の自己負担分の一部又は全額を助成します（入院中の食事にかかる負担分及び部屋代等は除きます）。

■対象者

対 象 者	要 件
身体障害者（児）	身体障害者手帳１・２級の人 身体障害者手帳３級で２０歳未満（２０歳に到達した月を含む）の人
知的障害者（児）	療育手帳Ａ１、Ａ２、Ｂ１（最重度、重度、中度）の人
心身障害者（児）	身体障害者手帳４級と療育手帳Ｂ２（軽度）の両方所持している人で６歳到達年度の３月３１日を経過した２０歳未満（２０歳に到達した月を含む）の人
精神障害者（児）	精神障害者保健福祉手帳１級の人 精神障害者保健福祉手帳２級と身体障害者手帳３級を両方所持している人
特別児童扶養手当 １級支給対象児童	特別児童扶養手当１級の支給対象児童
重度障害老人	後期高齢者医療制度の対象者で、身体障害者手帳１・２級の人 後期高齢者医療制度の対象者で、療育手帳Ａ１、Ａ２、Ｂ１（最重度、重度、中度）の人
重度精神障害老人	後期高齢者医療制度の対象者で、精神障害者保健福祉手帳１級の人 後期高齢者医療制度の対象者で、精神障害者保健福祉手帳２級と身体障害者手帳３級を両方所持している人

■支給制限 所得制限があります（詳しくは下記の窓口へお問い合わせください）。

■窓 口 市役所保険年金課医療助成係

電 話 ０７７－５２８－２６５３ FAX ０７７－５２５－８８８７

精神科通院医療費の助成（福祉医療）

自立支援医療費（精神通院医療）の自己負担分の１割を助成します。

■対象者 自立支援医療費（精神通院医療）を受けている人で、精神障害者保健福祉手帳１級又は２級を持っている人

■支給制限 所得制限があります（詳しくは下記の窓口へお問い合わせください）。

■窓 口 市役所保険年金課医療助成係

電 話 ０７７－５２８－２６５３ FAX ０７７－５２５－８８８７

特定疾病療養受療証

厚生労働大臣が指定する下記の疾病の療養を受けている人で、申請により認定された人に「国民健康保険又は後期高齢者医療特定疾病療養受療証」等を交付します。

※国民健康保険と後期高齢者医療制度で取扱いが異なります（詳しくは下記の窓口へお問い合わせください）。

※国民健康保険又は後期高齢者医療制度加入者で下記の疾病の療養を受けている人が対象となります。社会保険等にご加入の人は、ご加入中の保険者へご確認ください。

- 対象疾病
 - ・人工透析を必要とする慢性腎不全
 - ・血友病
 - ・後天性免疫不全症候群（HIV 感染を含み、厚生労働大臣の定めるものに限る）
- 自己負担額

1 カ月当たりの自己負担限度額は 1 万円までとなります。ただし対象疾病が人工透析を必要とする慢性腎不全であり、なおかつ 70 歳未満で上位所得者の人は、1 カ月当たりの自己負担限度額が 2 万円までとなります（後期高齢者医療制度加入の場合を除く）。
- 申請に必要なもの
 - 【国民健康保険加入の場合】
 - ・国民健康保険特定疾病認定申請書（医師の署名が必要です。）
 - ・申請者の本人確認書類
 - 【後期高齢者医療制度加入の場合】
 - ・後期高齢者医療特定疾病認定申請書
 - ・特定疾病療養に関する医師の意見書
 - ・申請者の本人確認書類
- 窓 口

市役所保険年金課資格給付係（国民健康保険加入の場合）
 電 話 077-528-2750 FAX 077-525-8887
 市役所保険年金課高齢者医療係（後期高齢者医療制度加入の場合）
 電 話 077-528-2687 FAX 077-525-8887

心身障害児（者）歯科治療

一般歯科医療機関での受診ができないなどお困りの人は、下記にご相談ください。

- 窓 口

市保健所母子保健課
 電 話 077-511-9182
 F A X 077-523-1110

一般の歯科医療機関で治療することが困難な心身障害児（者）の歯科治療を行っています。

- 窓 口

滋賀県歯科医師会口腔衛生センター（予約受付 等）
 電 話 077-564-6692
- 対 象

滋賀県内に住んでおられる方で、一般歯科治療を受けにくい次のような方

 - ① 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の交付を受けている者
 - ② 歯科医療機関の紹介を受けた者
 - ③ 上記に該当しない方で、受診を希望する者（滋賀県歯科医師会口腔衛生センターHP に申請様式あり）

特定医療費（指定難病）助成制度

原因が不明で治療方法が確立していない難病のうち、厚生労働省が指定した疾病（当該制度の認定基準を満たす方）について、その治療にかかった費用（保険診療）の一部を公費により負担する制度です。

詳しい内容や申請に必要な書類等は、下記窓口にお問い合わせください。

■窓 口 市保健所保健予防課管理係、精神・難病支援係

電 話 077-522-6766

FAX 077-525-6161



制度の概要

小児慢性特定疾病医療費助成制度

治療が長期にわたり、児童等の健全な育成に大きな支障となる疾病について、その治療にかかった医療費及び食事療養費（入院時）を公費により負担する制度です。ただし1カ月当たり、所得に応じて一部自己負担金が発生します。一部自己負担金は、医療機関の窓口で支払っていただくことになります。

■対 象 18歳未満の児童（ただし18歳到達時点において本事業の対象となっており、引き続き治療が必要と認められる場合は20歳未満の誕生日前日まで）で、小児慢性特定疾病にかかっており、当制度の疾病の要件を全て満たす疾病の程度であること。

※ 詳しくは、下記窓口にお問い合わせください。

■窓 口 市保健所母子保健課

電 話 077-511-9182

FAX 077-523-1110

3 日常生活の支援

在宅で訪問を受けるサービスや、施設に通って利用するサービス、施設に入所するサービス等があります。サービスは次のように分けられます。（介護保険制度対象者は、原則介護保険制度が優先となります。）

障害福祉サービス（P9～P14）

訪問を受けるサービス

◇居宅介護（ホームヘルプ）

- ・身体介護
- ・家事援助
- ・通院介助
- ・乗降介助

◇重度訪問介護

◇行動援護

◇同行援護

施設に通って利用するサービス

◇生活介護

◇短期入所（ショートステイ）

◇自立訓練（機能訓練）

◇自立訓練（生活訓練）

◇宿泊型自立訓練

◇就労移行支援

◇就労継続支援（A型）

◇就労継続支援（B型）

グループホーム

◇グループホーム（共同生活援助）

施設に入所するサービス

◇療養介護

◇施設入所支援

相談支援サービス

◇計画相談支援 ◇就労定着支援

◇地域相談支援 ◇自立生活援助

◇障害児相談支援

障害児通所支援給付サービス（P15）

◇児童発達支援

◇放課後等デイサービス

◇保育所等訪問支援

◇居宅訪問型児童発達支援

地域生活支援事業（P17～P19）

入浴支援サービス

◇訪問入浴サービス

◇施設入浴サービス

支援員の派遣サービス

◇入院時意思疎通支援員の派遣

◇手話通訳者・要約筆記者の派遣

◇盲ろう者向け通訳・介助員の派遣

◇代筆・代読支援員の派遣

日中活動のためのサービス

◇相談支援事業

◇地域活動支援センター事業

◇移動支援事業

◇日中一時支援事業

難病等の方へのサービス（P20）

難病等の方が対象となるサービス等があります。

介護保険（P20）

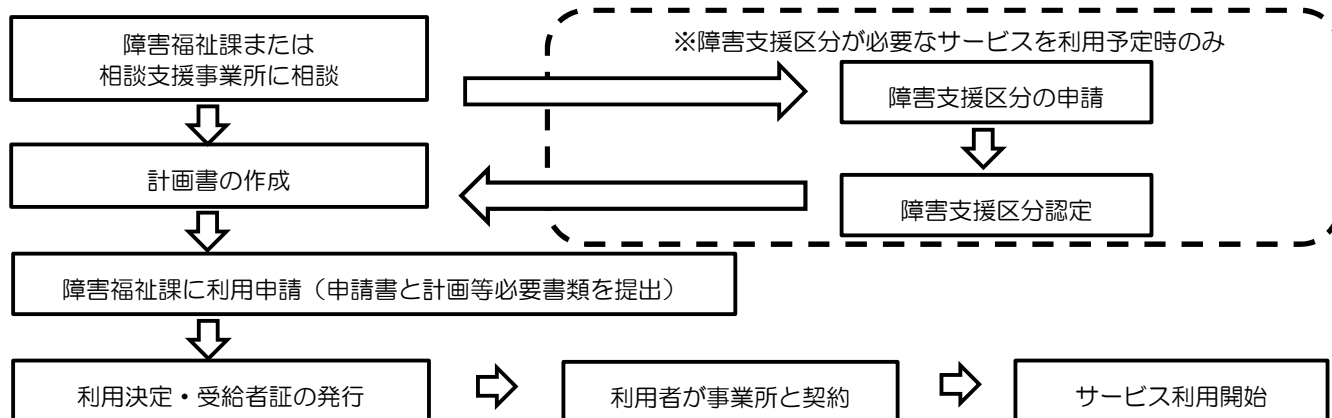
65歳以上で、介護サービスを受けたい方は介護保険制度における介護保険要介護（要支援）認定の申請をしてください。

3 日常生活の支援

障害福祉サービス

サービスの利用方法

障害福祉サービスは、まずサービスの支給決定を受け、指定事業者の中から利用したい事業者を選択して契約を結び、利用します。複数の事業者と契約することもできます。



■相談支援事業所一覧

名 称	所 在 地	電 話 (上段) F A X (下段)	備 考
(北部こども療育センター内) わくわく相談支援事業所	和邇中 176-1	594-5100 594-8416	未就学児に対応
(やまびここども療育センター内) やまびこ相談支援事業所	馬場二丁目 13-50	523-7711 527-0293	未就学児に対応
(東部こども療育センター内) のびのび相談支援事業所	萱野浦 1 番 11 号	545-0066 544-1415	未就学児に対応
木戸障害者相談支援センター	木戸 709	592-8022 592-8018	身体障害者、知的障害者、 児童に対応
彩葉ケアサポート	清和町 20-8	050-3786-9027 502-2131	身体障害者、知的障害者、 児童に対応
ブリッジ	真野二丁目 27-1	575-7858 575-7858	身体障害者、知的障害者、 児童に対応
らん相談支援事業所	本堅田二丁目 19-3	080-3809-9107 574-7195	主として児童に対応
相談支援事業所ひびき	唐崎三丁目 1-15	578-5720 578-5740	主として知的障害者、 児童に対応
相談支援事業所トモ	穴太三丁目 2-12	572-5207 572-5207	身体障害者、知的障害者、 精神障害者、児童に対応
精神障害者地域生活支援センター オアシスの郷	桜野町一丁目 10-5	510-5725 510-5726	主として精神障害者に対応
相談支援事業所オチョビー	桜野町二丁目 10-32	575-1397 575-1397	身体障害者、知的障害者、 精神障害者、児童に対応
(やまびこ総合支援センター内) 生活支援センター	馬場二丁目 13-50	527-0486 527-0334	相談支援の総合的援助
障害者生活支援センターいるか	におの浜四丁目 2-33 市立障害者福祉センター内	527-2355 527-2355	主として身体障害者に対応
相談支援事業所ひなた	中庄二丁目 2-11	535-9103 525-3290	主として知的障害者、 児童に対応
ぴーぷる	中庄一丁目 18-1 創美ビル 302	536-5149 536-5140	主として知的障害者に対応
ロゼ相談オフィス	平津一丁目 38-24	090-4831-5239	身体障害者、知的障害者、 精神障害者、児童に対応
相談支援事業所ぐっど	大江三丁目 11-17	543-6288 572-6233	主として知的障害者、 精神障害者、児童に対応
相談支援センターすまいる・らぶ	大萱四丁目 3-7	545-2525 545-2526	身体障害者、知的障害者、 児童に対応
そうだんオフィス	大萱七丁目 6-43 共生モール 2 階	536-5543 548-7860	身体障害者、知的障害者、 精神障害者に対応
障がい児者相談センター みゅう	大萱七丁目 6-43 共生モール 2 階	548-7444 548-7144	主として知的障害者、 児童に対応
地域生活サポートセンター じゅぶ	一里山二丁目 2-8	548-3511 548-3515	身体障害者、知的障害者、 児童に対応
相談支援事業所たね	黒津五丁目 1 番 14 号	070-6547-8170 546-7572	身体障害者、知的障害者、 精神障害者、児童に対応

障害支援区分の認定

障害福祉サービスのうち、利用するためには、事前に障害支援区分の認定を受ける必要があるサービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援）があります。

障害支援区分は、障害の状況等の調査を行うとともに、医師意見書等を参考に市が設置した「介護給付費等の支給に関する審査会」で審査・判定されます。

- ・ 障害支援区分は、区分1から区分6までで、区分6が最重度となります。
- ・ 障害支援区分の認定有効期間は最長3年間です。

（認定有効期間は、障害の状況等を考慮して審査会で決定されます）

- ・ 障害支援区分により利用できるサービスが異なってきます。

（各サービスの対象者を確認してください）

※1 8歳未満の障害児については、原則障害支援区分の認定は必要ありません。

（ただしサービスを必要とするため、18歳に向けて事前に準備する場合を除きます）

■窓口 市役所障害福祉課

訪問を受けるサービス

◇ 居宅介護（ホームヘルプサービス）

在宅の障害者（※¹ 障害児）に対して、介護、家事等生活全般にわたる援助を行います。

種 類	サービスの内容	対 象 者
身体介護	入浴、排泄、食事等の身体介護で 原則として1回3時間以内	障害支援区分1以上（児童はこれに相当する状態。 以下、乗降介助まで同じ）の障害者（児）
家事援助	調理、洗濯、掃除等の家事援助で 原則として1回1時間30分以内	障害支援区分1以上の障害者（児）
通院等介助	病院への通院等のための介助	身体介護を伴わない：障害支援区分1以上の 障害者（児）で通院に介助が必要な者 身体介護を伴う：一定要件※ ² に該当する者
乗降介助	通院等のための乗車又は降車の 介助	障害支援区分1以上の障害者（児）で乗降介助が 必要な者

※¹ 原則、学齢児を対象。

ただし、ご本人の障害の程度や状態像、家庭環境等を考慮し総合的に利用の可否を判断しますので、詳しくは障害福祉課にお問い合わせください。

※² 通院等介助の「身体介護を伴う」の要件

障害支援区分2以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち、次の①から⑤のいずれかに該当する人

- ① 「歩行」 「全面的な支援が必要」
- ② 「移乗」 「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
- ③ 「移動」 「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
- ④ 「排尿」 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」
- ⑤ 「排便」 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

3 日常生活の支援

◇ 重度訪問介護

■内 容 入浴、排泄、食事等の身体介護、調理、洗濯、掃除等の家事援助、見守り及び外出時の介護等を総合的に実施するとともに、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院又は入所している障害者に対して、意思疎通の支援その他の必要な支援を行います。

■対象者 障害支援区分4以上の障害者（病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院又は授産所に入院又は入所中の障害者がコミュニケーション支援等のために利用する場合は入院又は入所前から重度訪問介護を利用していた人）であって次の①又は②のいずれかに該当する人

① 二肢以上に麻痺があり、障害支援区分調査項目のうち、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれもが、「支援が不要」以外と認定されている人

② 障害支援区分調査項目のうち、行動関連項目等の合計点数が10点以上の人

◇ 行動援護

■内 容 行動の際生じうる危険を回避するために必要な援護（外出時における移動中の介護を含む）を行います。

■対象者 障害支援区分3以上の障害者であって、障害支援区分調査項目のうち、行動関連項目等の合計点数が10点以上の人

◇ 同行援護

■内 容 外出時に視覚障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供及び移動の援護、外出する際の必要な援助を行います。

■対象者 視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等（別途必要項目の調査により決定）

施設に通って利用するサービス

◇ 生活介護・共生型生活介護 （事業所一覧P69～70参照）

■内 容 施設において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のための支援を行います。

■対象者 常時介護等の支援が必要な障害者として次のいずれかに該当する人

① 障害支援区分3以上（障害者支援施設に入所する場合は区分4以上）の人

② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分2以上（障害者支援施設に入所する場合は区分3以上）の人

◇ 短期入所・共生型短期入所（ショートステイ） （事業所一覧P70参照）

■内 容 介護者の疾病その他の理由により、一時的に在宅で介護を受けられなくなった障害者（児）に、短期間、施設入所での支援を行います。定率負担の他に食事代など、実費徴収があります。

■対象者 障害支援区分1以上の障害者（児童は、別途必要項目の調査により判断）

◇ 自立訓練（機能訓練） （事業所一覧P67参照）

■内 容 障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通所（又は障害者宅を訪問）して、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言等を行います。

■対象者 地域生活を営む上で、身体機能、生活能力の維持向上等のために一定の支援が必要な障害者

◇ **自立訓練（生活訓練）** （事業所一覧P 67 参照）

- 内 容 障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通所（又は障害者宅を訪問）して、自立した日常生活を営む上で必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等を行います。
- 対象者 地域生活を営む上で生活能力の維持向上等のために一定の支援が必要な障害者

◇ **宿泊型自立訓練**

- 内 容 居住の場を提供して居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
- 対象者 生活訓練の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している人等であって、地域移行に向けて一定期間、帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障害者

◇ **就労移行支援** （事業所一覧P 67 参照）

- 内 容 一般就労が可能と見込まれる障害者について、生産活動、職場体験その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、職場開拓、就職後の職場定着のための相談その他の支援を行います。
- 対象者
 - ・就労を希望する障害者であって、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な利用開始時原則 65 歳未満の人
 - ・通常の事業所に雇用されている障害者で、①又は②に該当するため就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする利用開始時原則 65 歳未満の人
 - ①就労移行支援の利用を経て新たに雇用された後、労働時間の延長を希望する人
 - ②休職中であり、復職を希望している人

◇ **就労継続支援A型** （事業所一覧P 67 参照）

- 内 容 雇用契約に基づき、生産活動、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
※特例により、一定条件を満たせば、一部雇用契約を締結しない人も利用可。
- 対象者
 - ・企業就労等が困難な障害者であって、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な、利用開始時原則 65 歳未満の人
 - ・通常の事業所に雇用されている障害者であって、①又は②に該当するため就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする利用開始時原則 65 歳未満の人
 - ①就労継続支援A型の利用を経て新たに雇用された後、労働時間の延長を希望する人
 - ②休職中であり、復職を希望している人

◇ **就労継続支援B型** （事業所一覧P 68～69 参照）

- 内 容 生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
- 対象者
 - ・就労移行支援事業等を利用したが、企業就労等に結びつかなかった障害者や一定年齢に達している障害者等で、生産活動にかかる知識及び能力の向上、維持が期待される人
 - ・通常の事業所に雇用されている障害者であって、①又は②に該当するため就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする人
 - ①就労継続支援B型の利用を経て新たに雇用された後、労働時間の延長を希望する人
 - ②休職中であり、復職を希望している人

3 日常生活の支援

◇ 就労定着支援 （事業所一覧P69参照）

■内 容 就労移行支援等のサービスを利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業等との連絡調整を行うとともに、各般の問題に関する相談、指導および助言等の支援を行います。

■対象者 就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された者で、就労を継続している期間が6カ月を経過した障害者

住まいのサービス

◇ 療養介護

■内 容 病院において、主として昼間に、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行い、医療に係るものを療養介護医療として提供します。

■対象者 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次のいずれかに該当する者

① 障害支援区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者

② 障害支援区分5以上に該当し、次のアからエのいずれかに該当する者

ア 重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者

イ 医療的ケアの判定スコアが16点以上の者

ウ 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者であって、医療的ケアスコアが8点以上の者

エ 遷延性意識障害者であって、医療的ケアの判定スコアが8点以上の者

◇ 施設入所支援 （事業所一覧P66～67参照）

■内 容 施設において、主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

■対象者 次のいずれかに該当する者

① 生活介護を受けている障害者であって、障害支援区分4以上（50歳以上の者にあっては区分3以上）の者

② 自立訓練又は就労移行支援（以下、この項で「訓練等」という。）を受けている人であって、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの、又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者

◇ グループホーム（共同生活援助） （事業所一覧P71～73参照）

■内 容 2人以上の障害者が、地域にある住宅等で世話人の支援又は介護を受けながら共同で生活する形態がグループホームです。定率負担の他に、家賃、光熱水費、食費等の負担が必要です。

■対象者 障害者（身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳になる前日までに障害福祉サービス等を利用したことがある者に限る。）

相談支援サービス

◇ 計画相談支援 （事業所一覧P65参照）

■内 容 障害福祉サービス等に係る「サービス等利用計画」の作成、サービス事業者等との連絡調整、定期的なモニタリングによる利用状況の検証、計画見直しを行います。

■対象者 障害福祉サービスを利用する障害者・障害児及び地域相談支援を利用する障害者

◇ 障害児相談支援 （事業所一覧P65～66参照）

■内 容 障害児通所支援に係る「障害児支援利用計画」の作成、サービス事業者等との連絡調整、定期的なモニタリングによる利用状況の検証、計画見直しを行います。

■対象者 障害児通所支援を利用する障害児

◇ 地域相談支援 （事業所一覧P66参照）

・地域移行支援

■内 容 居住確保や、地域における生活に移行するための活動に関する相談及び障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。

■対象者 障害者支援施設等に入所している障害者、精神科病院に入院している精神障害者等、地域生活への移行のための支援が必要と認められる人

・地域定着支援

■内 容 常時の連絡体制を確保し、障害の特性によって生じた緊急の事態等に対する相談や緊急訪問、緊急対応等を行います。

■対象者 居宅において単身で生活する障害者及び家庭の状況等により同居家族による支援を受けられない障害者。ただしグループホーム及び宿泊型自立訓練の利用者は除きます。

◇ 自立生活援助 （事業所一覧P70参照）

■内 容 居宅における自立した日常生活を営むために、定期的な訪問等による相談や、関係機関との連絡調整等を行います。

■対象者 障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者。または居宅において単身で生活する障害者及び家庭の状況等により、同居家族による支援を受けられない障害者

障害児通所支援給付サービス

サービスによって窓口が異なります。まずは市役所障害福祉課へお問い合わせください。

利用者負担については、「障害福祉サービス・障害児通所支援給付サービスの利用者負担など」（P16）を、事業所はP73～P75をご覧ください。

◇ 児童発達支援

■内 容 通所により、児童への日常生活における動作や集団生活への適応等に関する援助を行います。

■対象者 療育が必要と判断された未就学の障害児

◇ 居宅訪問型児童発達支援

■内 容 居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練
その他必要な支援を行います。

■対象者 重度の障害の状態その他これに準ずる状態（※）にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援、
放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた障害児

※① 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態

② 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態

◇ 放課後等デイサービス・共生型放課後等デイサービス

■内 容 学校授業終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、
その他必要な支援を行います。

■対象者 学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に在籍し、支援が必要と認められた障害児

◇ 保育所等訪問支援

■内 容 保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な
支援その他必要な支援を行います。

■対象者 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園、その他児童が集団生活を営む施設に通
う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児

障害福祉サービス・障害児通所支援給付サービスの利用者負担など

障害福祉サービス（P9～P14）及び障害児通所支援給付サービス（P15）は、原則として、利用したサービス報酬基準額の1割が利用者負担となります。ただし世帯の所得・収入に応じて利用者負担の軽減措置等があります。詳しくは障害福祉課までお問い合わせください。

■利用者負担額算定上の世帯の範囲

- ① 18歳以上の障害者（ただし入所施設を利用する18歳・19歳の障害者を除く）
⇒ 本人と配偶者
- ② 18歳未満の障害児（ただし入所施設を利用する18歳・19歳の障害者及び障害児通所支援給付サービスを利用する障害者を含む） ⇒ 障害児の保護者世帯

■利用者負担上限月額（定率負担分）

- (1) 18歳以上の障害者（入所施設利用者及びグループホーム利用者を除く）
 - ・ 市民税課税世帯（所得割16万円以上） 37,200円
 - ・ 市民税課税世帯（所得割16万円未満） 9,300円
 - ・ 市民税非課税世帯（生活保護世帯を含む） 0円
- (2) グループホーム利用者及び20歳以上の入所施設利用者
 - ・ 市民税課税世帯 37,200円
 - ・ 市民税非課税世帯（生活保護世帯を含む） 0円
- (3) 20歳未満の入所施設利用者
 - ・ 市民税課税世帯（所得割28万円以上） 37,200円
 - ・ 市民税課税世帯（所得割28万円未満） 9,300円
 - ・ 市民税非課税世帯（生活保護世帯を含む） 0円
- (4) 18歳未満の障害児（障害児通所支援給付サービスを利用する障害者を含む）
 - ・ 市民税課税世帯（所得割28万円以上） 37,200円
 - ・ 市民税課税世帯（所得割28万円未満） 4,600円
 - ・ 市民税非課税世帯（生活保護世帯を含む） 0円

■就学前児童の発達支援の無償化

対象期間：満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間

対象事業：児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所、医療型障害児入所

■補足給付

- (1) 入所施設利用者の食費の負担を軽減します。
対象者 市民税非課税世帯（生活保護を含む）の人

- (2) グループホーム利用者の家賃の負担を軽減します。
対象者 市民税非課税世帯（生活保護を含む）の人

※減免内容等、詳しくは障害福祉課にお問い合わせください。

■高額障害福祉サービス等給付費

障害福祉サービス費、補装具費、介護保険法に基づく居宅サービス、障害児通所支援、障害児入所支援に係る利用者負担の合算額が一定の額を超える場合に、超える部分に相当する額を支給（償還）します。

地域生活支援事業

障害福祉サービス、障害児通所支援給付サービス以外で、障害者の地域生活を支援するサービスとして、地域生活支援事業があります。この地域生活支援事業の各事業は、市町村ごとに内容を決定するため、事業の範囲や利用者負担などが市町村ごとに異なっています。

◇ 相談支援事業

■内 容 障害者（児）や障害者（児）の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等や各種サービスの申請支援、権利擁護のための支援、専門機関の紹介等、総合的な相談を行います。

■対象者 障害者（児）及びその家族

■利用料 無料

■事業所 下記の委託相談支援事業所

名 称	所 在 地	電 話 (上段) F A X (下段)	備 考
木戸障害者相談支援センター	木戸 709	592-8022 592-8018	身体障害者、知的障害者、 児童に対応
ブリッジ	真野二丁目 27-1	575-7858 575-7858	身体障害者、知的障害者、 児童に対応
らん相談支援事業所	本堅田二丁目 19-3	080-3809-9107 574-7195	主として児童に対応
相談支援事業所ひびき	唐崎三丁目 1-15	578-5720 578-5740	主として知的障害者、 児童に対応
相談支援事業所 トモ	穴太三丁目 2-12	572-5207 572-5207	身体障害者、知的障害者、 精神障害者、児童に対応
精神障害者地域生活支援センター オアシスの郷	桜野町一丁目 10-5	510-5725 510-5726	主として精神障害者に対応
（やまびこ総合支援センター内） 生活支援センター	馬場二丁目 13-50	527-0486 527-0334	相談支援の総合的援助
障害者生活支援センターいるか	におの浜四丁目 2-33 市立障害者福祉センター内	527-2355 527-2355	主として身体障害者に対応
相談支援事業所ひなた	中庄二丁目 2-11	535-9103 525-3290	主として知的障害者、 児童に対応
相談支援事業所ぐっど	大江三丁目 11-17	543-6288 572-6233	主として知的障害者、 精神障害者、児童に対応
相談支援センターすまいる・らふ	大萱四丁目 3-7	545-2525 545-2526	身体障害者、知的障害者、 児童に対応
そうだんオフィス	大萱七丁目 6-43 共生モール2階	536-5543 548-7860	身体障害者、知的障害者、 精神障害者に対応
障がい児者相談センターみゅう	大萱七丁目 6-43 共生モール2階	548-7444 548-7144	主として知的障害者、 児童に対応
地域生活サポートセンターじゅぶ	一里山二丁目 2-8	548-3511 548-3515	身体障害者、知的障害者、 児童に対応

◇ 訪問入浴サービス

■内 容 自宅浴槽で入浴することが困難な重度障害者に対し、自宅訪問の上、専用の浴槽を利用して入浴サービスを行います。

■対象者 65歳未満の在宅の重度障害者（18歳未満でも事情により対象となりますのでご相談ください）
※介護保険対象の人は、原則として介護保険サービスが優先されます。

■負担額 一回当たり500円（生活保護世帯及び市民税非課税世帯は無料）

■窓 口 市役所障害福祉課

◇ 施設入浴サービス

- 内 容 自宅浴槽で入浴することが困難な重度障害者に対し、入浴介助できる浴槽を有する施設、病院等へ移送して入浴サービスを行います。
- 対象者 65歳未満の在宅の重度障害者（18歳未満でも事情により対象となりますのでご相談ください）
※介護保険対象の人は、原則として介護保険サービスが優先されます。
- 負担額 市民税非課税世帯：1回当たり500円（送迎支援を受ける場合は、片道100円の追加）
市民税課税世帯：1回当たり1,000円（送迎支援を受ける場合は、片道100円の追加）
- 窓 □ 市役所障害福祉課

◇ 入院時意思疎通支援員派遣事業

- 内 容 意思疎通が困難な障害者が入院する際に、病院の医療従事者との意思疎通を支援する者を派遣します。ただし、1日につき12時間以内であって、原則として1カ月間を限度とします。
※予算の範囲内での派遣となり、派遣できない場合があります。
※重度訪問介護（P11参照）を利用中の人は、同様のサービスを重度訪問介護の一環としてご利用いただける場合があります。詳しくは市役所障害福祉課にご相談ください。
- 対象者 重度障害者であって、付き添う家族等がいない障害者（介護保険のみのサービス利用者を除く）
- 窓 □ 市役所障害福祉課

◇ 手話通訳・要約筆記派遣事業

- 内 容 聴覚障害者と健聴者との家庭生活・社会生活等におけるコミュニケーションが円滑に行われるよう手話通訳者又は要約筆記者を派遣します（原則として滋賀県内。ただし、営業活動等の利用ができない場合があります）。
- 対象者 大津市内に在住する聴覚障害者等
- 窓 □ 市役所障害福祉課

◇ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

- 内 容 聴覚及び視覚の両方に障害のある盲ろう者のコミュニケーションの円滑化と移動の支援のため、通訳・介助員を派遣します（原則として滋賀県内。ただし、営業活動等利用ができない場合があります）。
- 対象者 18歳以上の大津市内に在住する盲ろう者等
- 窓 □ 市役所障害福祉課

◇ 代筆・代読支援員派遣事業

- 内 容 字の読み書きが困難な障害者が家庭生活・社会生活等におけるコミュニケーションが円滑に行われるよう代筆・代読支援員を派遣します（ただし、営業活動等利用ができない場合があります）。
- 対象者 大津市内に在住する視覚障害者等
- 窓 □ 市役所障害福祉課

◇ 重度障害者大学等修学支援事業

- 内 容 重度障害者が修学する大学等において、大学等が必要な支援体制を構築するまでの間において、大学等への通学及び大学敷地内での修学に必要な支援を提供し、障害者の社会参加を促進します。
- 対象者 大学等に修学する重度障害者（重度訪問介護対象者）
- 窓 □ 市役所障害福祉課



3 日常生活の支援

◇ 移動支援事業

■内 容 障害者（児）の社会的不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時の移動をヘルパーが支援します。ただし経済活動や通学、通所等の通年にわたる定例的な外出は対象外です。

- ・ 個別支援 個別の支援で月30時間が上限
- ・ グループ支援 複数の障害者が同時に支援を受ける支援で月5回が上限
- ・ 車両移送型支援 車での支援で月5時間が上限

■対象者 ① 全身性障害者及び全身性障害者に準ずる人

※「全身性障害者」…両上肢、両下肢のいずれにも障害があって、身体障害者手帳1級の人
「全身性障害者に準ずる者」…上肢及び下肢のいずれにも障害があって、身体障害者手帳の下
肢又は体幹が1級から3級の人

② 視覚障害者（グループ支援のみ）

③ 知的障害者

④ 精神障害者



移動支援事業所一覧

※上記対象者に該当する場合でも、介護保険、障害福祉サービス対象者はそちらが優先されます。

■利用料 委託単価の1割相当額（個別支援、グループ支援については、生活保護世帯及び市民税非課税世帯は無料）

※車を利用した移動支援の場合、事業所の道路運送法上の許可等を受けた移送料金が別途必要になる場合があります。

■事業所 移動支援事業所として、市と委託契約を締結した事業所

■利用方法 市役所障害福祉課に申請し、利用決定を受けた後、事業所を選んで利用できます。

◇ 日中一時支援事業

■内 容 障害者（児）の介護を行う人の一時的休息や就労支援などのために、日中において一時的な障害者（児）の活動の場を提供します。

■対象者 障害者（児）

■利用料 委託料単価の1割

生活保護世帯及び市民税非課税世帯は無料



日中一時支援事業所一覧

■事業所 日中一時支援事業所として、市と委託契約を締結した事業所

■利用方法 市役所障害福祉課に申請し、利用決定を受けた後、事業所を選んで利用できます。

◇ 地域活動支援センター事業

■内 容 創作的活動や生産活動の機会の提供、地域社会との交流促進などの活動を行う地域活動支援センターがあります。

地域活動支援センターⅠ型

精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域資源の活用、連携及びボランティア育成、障害の理解促進などを行います。

・ オアシスの郷 大津市桜野町一丁目10-5 電 話 077-510-5725

■対象者 障害者

難病等の方へのサービス

障害者手帳をお持ちでなくても、難病（障害者総合支援法の対象となる難病）の人は、障害福祉サービスの対象となります。

■対象疾患

令和7年4月1日に369疾患から376疾患となりました。

対象疾患の一覧は、厚生労働省のホームページからご確認ください。



対象疾患一覧
(令和7年4月～)

■対象となるサービス

- ① 障害福祉サービス（P9～P14）
- ② 障害児通所支援給付サービス（P15）
- ③ 補装具費・日常生活用具（P21～P26）

※症状や年齢などの要件により対象とならない場合があります。詳しくは市役所障害福祉課までお問合わせください。

※介護保険制度対象者は、原則介護保険制度が優先となります。

介護保険

65歳以上で介護サービスを必要とする人は、介護保険制度における介護保険要介護（要支援）認定の申請をしてください。40～64歳で、下記の「特定疾病」によって介護が必要な人も、介護保険制度の利用ができる場合がありますので、要介護（要支援）認定の申請をご相談ください。

■窓 口 市役所介護保険課 電 話 077-528-2753 FAX 077-526-8382

【特定疾病】

- ①がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
- ②関節リウマチ
- ③筋萎縮性側索硬化症
- ④後縦靱帯骨化症
- ⑤骨折を伴う骨粗鬆症
- ⑥初老期における認知症
- ⑦パーキンソン病関連疾患
- ⑧脊髄小脳変性症
- ⑨脊柱管狭窄症
- ⑩早老症
- ⑪多系統萎縮症
- ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ⑬脳血管疾患
- ⑭閉塞性動脈硬化症
- ⑮慢性閉塞性肺疾患
- ⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

■障害福祉サービス等との優先関係

下記の介護保険サービスが受けられる場合は、原則として介護保険が優先します。

《居宅サービス》・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・通所介護 ・短期入所生活介護 など

※介護度によって、利用上限額が定められています。1割、2割又は3割の自己負担が必要になります。

《福祉用具の貸与》・歩行補助杖 ・歩行器 ・車いす ・特殊寝台、付属品 ・移動用リフト など

※介護度によっては、対象外となるものがあります。1割、2割又は3割の自己負担が必要になります。

《福祉用具の購入》・腰掛便座 ・入浴補助用具 ・移動用リフトの吊り具の部分 など

※1年間につき1人当たり10万円を上限とします。1割、2割又は3割の自己負担が必要になります。

《住宅改修》・手すりの取り付け ・段差の解消 ・洋式便器などへの便器の取替え

・引き戸などへの扉の取替え ・滑りの防止、移動の円滑化などのための床材の変更 など

※1人当たり20万円を上限とします。1割、2割又は3割の自己負担が必要になります。

4 福祉用具

生活に必要な福祉用具を給付します。

障害福祉にかかる福祉用具は補装具（P 2 1～2 2）、日常生活用具（P 2 2～P 2 6）に分けられます。

また、他に小児慢性特定疾患児童を対象とした日常生活用具の給付事業があります（P 2 7）。

（介護保険制度対象者は、原則介護保険制度が優先となります。）

補装具

身体上の障害を補うための用具の交付、借受け又は修理にかかる費用（補装具費）を支給します。

■補装具の種類

障害の別	主なもの	機 能 等
肢体不自由	義肢（義手・義足）	手足の機能を補完するための人工的な手足
	装具（上肢・下肢・靴形など）	四肢や体幹の機能障害の軽減を目的とする補助用具
	車いす	歩行困難な者が移動に利用するもの。普通型・手押し型など
	電動車いす	バッテリーを電源とし、モーターで動く車いす。普通型・簡易型など
	歩行補助つえ	歩行を補助するもので、松葉杖や多点つえ、肘の下が固定されぐらつきにくいもの（ロフストランドクラッチ）など
	歩行器	六輪型、四輪型など歩行を補助するための機器で、安定した姿勢保持と転倒の防止のためのもの
	座位保持いす	姿勢を保持するのが困難な方が座った体勢を維持するためのもの
視覚障害	眼鏡	矯正眼鏡・弱視眼鏡・遮光眼鏡など
	安全つえ	普通用や携帯用など
聴覚障害	補聴器	ポケット型・耳掛け型・耳あな型などがあり、身体障害者手帳の等級及び生活状況により、支給できる種類が決まっています
	人工内耳用音声信号処理装置（修理）	「人工内耳用音声信号処理装置（標準型や残存聴力活用型）」の修理のみ対象です。他機器の交換や修理は対象外となります（人工内耳用電池は日常生活用具参照）。
重度の肢体不自由及び音声・言語障害	意思伝達装置	手の指先、足、目のまばたきなどでスイッチを操作して、短文の選択や、文字をひろって文章の作成ができる装置
難病患者等	車いす・意思伝達装置	医師の診断書等が必要となる場合があります

■本人負担額

補装具費の支給決定のあった月の属する年度（補装具費の支給決定のあった月が4月から6月までの間にあっては、前年度）の世帯の課税状況により一部負担があります。

- ・市民税課税世帯は基準額に対して1割負担（ただし37,200円が負担上限月額）
- ・市民税非課税世帯は基準額に対して自己負担無し（生活保護世帯を含む）

※本人又は配偶者のいずれかが、市民税所得割額46万円以上の場合には支給の対象外となります。

■耐用年数 品目ごとに耐用年数が定められています（例 車いす 6年、補聴器 5年）。
耐用年数内は原則として再交付しません。

■窓 □ 市役所障害福祉課

※用具を購入する前に事前に相談いただき、交付等の決定を受けた方が対象となります。

なお、補装具費の支給額には上限金額が設定されていますので、個別にお問い合わせください。

◆軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業

補装具費の支給対象とならない18歳未満児童に、補聴器の購入費等の助成を行います。

※詳しくは障害福祉課までお問い合わせください。

日常生活用具

日常生活の便宜を図るため、次の表の用具を給付又は貸与します。

■本人負担額 日常生活用具の給付決定のあった月の属する年度（日常生活用具の給付決定のあった月が4月から6月までの間にあっては、前年度）の世帯の課税状況により一部負担があります。

- ・市民税課税世帯は基準額に対して1割負担（ただし37,200円が負担上限月額）
- ・市民税非課税世帯は基準額に対して自己負担無し（生活保護世帯を含む）

※本人又は配偶者のいずれかが、市民税所得割額46万円以上の場合には給付の対象外となります。

■耐用年数 品目ごとに耐用年数が定められています（例 吸引器 5年）。
耐用年数内は原則として再交付しません。詳しくはお問い合わせ下さい。

■窓 □ 市役所障害福祉課

※用具を購入する前に事前に相談いただき、給付等の決定を受けた方が対象となります。

なお、日常生活用具の給付額には上限金額が設定されていますので、個別にお問い合わせください。

■日常生活用具の表

種 目	品 目	性能・例	対 象 者	
			年齢要件	対 象 要 件
介護・訓練支援用具	特殊寝台	身体の角度を個別に調整できるベッド	18歳以上	下肢又は体幹機能障害2級以上 寝たきりの状態である難病患者(児)
	移動用リフト (住宅改修を伴うものを除く)	人を持ち上げ移動させるリフト	原則3歳以上	下肢又は体幹機能障害2級以上 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者(児)
	訓練いす	テーブル付きのいす等	原則3歳以上 18歳未満	下肢又は体幹機能障害2級以上
	訓練用ベッド	腕又は脚の訓練のできるベッド	原則学齢児以上	下肢又は体幹機能障害2級以上 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者(児)
	特殊マット	床ずれの防止、失禁等による汚染又は損耗を防止できるマット	原則3歳以上	療育手帳の障害の程度が重度又は最重度、 下肢又は体幹機能障害1級以上(障害児は2級以上)で常時介護を要する者に限る 寝たきりの状態である難病患者(児)

4 福祉用具

種 目	品 目	性能・例	対 象 者	
			年齢要件	対 象 要 件
介護・訓練支援用具	特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもの	原則学齢児以上	下肢又は体幹機能障害 1 級以上(常時介護を要する者に限る) 自力で排尿できない難病患者(児)
	入浴担架	障害者(児)を担架に乗せたまま入浴可能なりフト	原則 3 歳以上	下肢又は体幹機能障害 2 級以上であって、入浴に介助を要する者
	体位変換器	空気パッド等により体位変換できるクッション等	原則学齢児以上	下肢又は体幹機能障害 2 級以上(下着交換等に介助を要する者に限る) 寝たきりの状態である難病患者(児)
自立生活支援用具	入浴補助用具 (住宅改修を伴うものを除く)	入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽用すのこ等	原則 3 歳以上	下肢又は体幹機能障害であって、入浴に介助を要する者 入浴に介助を要する難病患者(児)
	便器 (住宅改修を伴うものを除く)	和式トイレの上に置いて腰掛け式に変換するもの等	原則学齢児以上	下肢又は体幹機能障害 2 級以上 常時介護を要する難病患者(児)
	頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	原則学齢児以上	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害療育手帳の障害の程度が重度又は最重度で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者
	T 字状・棒状つえ	一本つえ	原則学齢児以上	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害
	移動・移乗支援用具 (住宅改修を伴うものを除く)	手すり、スロープ等	原則 3 歳以上	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を要する者 下肢が不自由な難病患者(児)
	特殊便器 (住宅改修を伴うものを除く)	温水温風がでるトイレ	原則学齢児以上	療育手帳の障害の程度が重度又は最重度で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者及び上肢機能障害 2 級以上 上肢機能に障害のある難病患者(児)

種 目	品 目	性能・例	対 象 者	
			年齢要件	対 象 要 件
自立生活支援用具	火災警報器	火災を感知し、音又は光によって知らせる警報	—	療育手帳の障害の程度が重度又は最重度の者及び身体障害 2 級以上の者(火災発生の感知及び避難が著しく困難な者で、障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)
	自動消火器	火災を感知し、自動的に消火液を噴射するもの		火災の発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみで構成される世帯又はこれに準ずる世帯に属する難病患者(児)
	電磁調理器	火を使わない調理器	18歳以上	療育手帳の障害の程度が重度又は最重度の者及び視覚障害 2 級以上で視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害者用信号機の点灯時間を通常より長くする装置	原則学齢児以上	視覚障害 2 級以上
	聴覚障害者用屋内信号装置	チャイム、電話、アラームの音を光等に変換する装置等	18歳以上	聴覚障害 2 級以上で聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者
在宅療養等支援用具	透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	原則3歳以上	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法による透析療法を行う者
	ネブライザー(吸入器)	障害者(児)が容易に使用できるもの	原則学齢児以上	呼吸器機能障害 3 級以上、又は同程度の身体障害者であって必要と認められる者呼吸機能に障害のある難病患者(児)
	電気式たん吸引器	障害者(児)が容易に使用できるもの		
	酸素ボンベ運搬車	障害者(児)が容易に使用できるもの	18歳以上	医療保険における在宅酸素療法を行う者
	視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害者(児)が容易に使用できるもの	原則学齢児以上	視覚障害 2 級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)
	視覚障害者用体重計	視覚障害者が容易に使用できるもの	原則18歳以上	視覚障害 2 級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)
	視覚障害者用音声血圧計	視覚障害者が容易に使用できるもの	原則学齢児以上	視覚障害 2 級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)
	排痰補助装置(ただし排痰補助装置のレンタルに要する経費の一部を助成するものとする)	咳介助を行えるもの	—	重度の脳性麻痺等により、自力での排痰が困難な身体障害者又は身体障害児で、常時排痰を行う必要がある者
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	動脈血中の酸素飽和度を測定できるもの	—	呼吸機能障害又は心臓機能障害の程度が3級以上の者で在宅酸素療法を行っている者若しくは人工呼吸器の装着が必要な者 人工呼吸器の装着が必要な難病患者(児)

4 福祉用具

種 目	品 目	性能・例	対 象 者	
			年齢要件	対 象 要 件
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	ことばを音声又は文章に変換する装置等	原則学齢児以上	音声言語機能障害又は肢体不自由であって、発声・発語に著しい障害を有する者
	情報・通信支援用具	障害者(児)向けのパソコン周辺機器やソフト(パソコン本体は除く)及び地デジ対応ラジオ	原則学齢児以上	視覚障害 2 級以上又は上肢機能障害 2 級以上の者で、情報機器の使用により社会参加が見込まれ、かつ本用具によりパソコン操作が可能になる者
	点字ディスプレイ	パソコンの画面情報を点字等により示すことができるもの	18歳以上	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害(原則として視覚障害 2 級以上かつ聴覚障害 2 級)の身体障害者であって、必要と認められる者
	点字器	障害者が容易に使用できるもの	18歳以上	視覚障害
	点字タイプライター	障害者が容易に使用できるもの	—	視覚障害 2 級以上(本人が就労しているか、就労が見込まれる者に限る)
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害者(児)が容易に使用できるもの	原則学齢児以上	視覚障害 2 級以上
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	文字情報等を読み取り、音声に変換できるもの	学齢児以上に限る	視覚障害 2 級以上
	視覚障害者用読書器	文字等を拡大してモニターに映し出せるもの又は音声に変換できるもの	学齢児以上に限る	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者
	視覚障害者用時計	視覚障害者が容易に使用し得るもの	18歳以上	視覚障害 2 級以上(音声時計は、手指の触感に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする)
	聴覚障害者用通信装置	FAX	原則学齢児以上	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者(児)用番組に字幕及び手話通訳の映像を合成でき、かつ災害時の緊急信号を受信するもの	—	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者
	人工内耳用電池等	人工内耳に使用できる空気電池、充電電池、充電電池用充電器	—	聴覚障害者(児)であって、人工内耳を装用している者 ※1 回の申請において給付する電池は空気電池又は充電電池のいずれかとする

種 目	品 目	性能・例	対 象 者	
			年齢要件	対 象 要 件
情報・意思疎通支援用具	人工喉頭	笛式・電動式で音を発するもの	—	人工喉頭、音声・言語機能障害者であって、無喉頭、発声筋、発声筋麻痺等により、音声を発することが困難な者
	福祉電話(貸与)	障害者が容易に使用できるもの	18歳以上	聴覚障害者又は外出困難な身体障害者(原則として1・2級)であって、コミュニケーション・緊急連絡等の手段として必要性が認められる者(障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)で、かつ所得税非課税世帯に属する者 ※ファックスは、電話では意思疎通が困難な者
	ファックス(貸与)※			
	点字図書	点字により作成された図書	—	主に、情報の入手を点字によって行っている視覚障害者
排泄管理支援用具	ストマ用具(尿路系・消化器系)	障害者が容易に使用できるもの	—	ストマ造設
	紙おむつ等	障害者(児)が容易に使用できるもの	3歳以上	膀胱又は直腸機能障害を有するものでストマ用装具の装着が困難な者又は先天性疾患や脳原性運動機能障害により高度の排尿・排便機能障害があり、かつ排尿・排便の意思表示が困難なもの
	紙おむつ券	障害者(児)が容易に使用できるもの	3歳以上 65歳未満	身障手帳2級以上又は療育手帳A若しくは精神障害保健福祉手帳1級で認知症の診断を受けている者で常時紙おむつが必要と認められる者(ただし前項の紙おむつの給付を受けている者を除く)
	収尿器	障害者(児)が容易に使用できるもの	—	高度の排尿機能障害
住宅改修費	居宅生活動作補助用具(住宅改修を伴うもの)	手すりの設置、スロープの設置、扉の取替え、トイレの取替え等	学 齢 児 以 上 に限る	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する者であって、障害等級が3級以上(ただし特殊便器への取替えをする場合は上肢機能障害2級以上) 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者(児)

ありがとう



小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付

この事業は、在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、もって福祉の増進を図ることを目的としています。

■対象者 次の要件を全て満たす者

- ・ 大津市内に住所を有する者
- ・ 小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている者
- ・ 在宅の者
- ・ 障害者総合支援法の施策の対象とならない者

■対象種目等

種 目	対 象 者
便器	常時介助を要する者
特殊マット	寝たきりの状態にある者
特殊便器	上肢機能に障害のある者
特殊寝台	寝たきりの状態にある者
歩行支援用具	下肢が不自由な者
入浴補助用具	入浴に介助を要する者
特殊尿器	自力で排尿できない者
体位変換器	寝たきりの状態にある者
車いす	下肢が不自由な者
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者
クールベスト	体温調節が著しく難しい者
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能に障害のある者
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者
ストマ用具（消化器系）	人工肛門を造設した者
ストマ用具（尿路系）	人工膀胱を造設した者
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者

■自己負担 当該児童の生計を一にする扶養義務者について、その市民税等の課税の有無により決定

■窓 □ 市役所障害福祉課

※詳しくは障害福祉課までお問い合わせください。

5 助成・手当・年金

各種の費用に対して、助成制度や手当、年金等の制度があります。

住宅改造費用の助成

在宅重度障害者の日常生活を容易にするため、既存の住宅における便所・風呂等を特別に障害者向けに改造する場合、その改造費の一部を助成します（ただし工事着手前に申請し、決定を受けたものに限り、申請から決定までに2～3週間かかります）。

長寿福祉課の小規模住宅改造経費助成との併用はできません。

また、介護保険の住宅改修、日常生活用具の住宅改修費助成の対象となる人は、それらの制度（対象額上限 200,000円）からの優先利用となります。

■対象者 原則65歳未満で、次のいずれかに該当する人

- ① 身体障害者手帳（肢体不自由1・2級又は視覚障害1・2級）所持者
- ② 療育手帳A所持者
- ③ 上記の①、②の人が共同住宅に居住している場合、その共同住宅等の設置者

※ただし本人又は配偶者及び扶養義務者の前年の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が、特別障害者手当の所得制限限度額（P33参照）を超えないこと。

■助成額 対象費用の1/2以内（限度額は下記のとおり）

介護保険の住宅改修、日常生活用具の住宅改修費給付の対象者 250,000円

上記以外の人 350,000円

■窓 □ 市役所障害福祉課

自動車改造費用の助成

重度身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車を改造する経費の一部を助成します。（ただし改造前に申請し、決定を受けたものに限り、申請から決定までに2～3週間かかります）

■対象者 次のいずれかに該当する人

- ① 重度の上肢、下肢又は体幹機能障害の身体障害者手帳を所持し、就労等に伴い自らが所有し運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある人
- ② 身体障害者手帳（下肢機能障害、体幹機能障害又は、脳原性移動機能障害において1・2級）を所持し、通学、通院、通所若しくは生業のため、自ら又は生計を同一にする人が、所有する自動車に車いすの昇降装置、固定装置等の移動介護装置を装着、改造する必要がある人

※ただし、本人又は配偶者及び扶養義務者の前年の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が、特別障害者手当の所得制限限度額（P33参照）を超えないこと。

■助成額 対象となる改造費用（上限50,000円）

■窓 □ 市役所障害福祉課

自動車運転免許取得費用の助成

身体障害者が社会参加の促進を目的とし、自動車の普通自動車運転免許を取得するため、教習所において訓練を受ける場合、取得に要する費用の一部を助成します（ただし教習所入所前に申請し、受給資格の確認を受けたものに限り、申請から受給資格の確認までに2～3週間かかります）。

■対象者 身体障害者手帳1～4級

※上記以外であっても障害が肢体不自由で、その障害のために自動車を改造する必要がある人

■助成額 対象費用の3分の2以内（上限50,000円）

■窓 口 市役所障害福祉課

点字新聞購読料の助成

点字新聞による情報取得が必要な視覚障害者に対し、点字新聞の購読料の一部を助成します。

■対象者 身体障害者手帳（視覚障害）を有する人

■内 容 1世帯につき年間14,000円以内

■窓 口 市役所障害福祉課

特別児童扶養手当

20歳未満の在宅の中度以上の心身障害児を監護している父又は母（主たる生計者）若しくは父母に代わって児童を養育している方に対し、手当が支給されます。※4カ月分まとめて4・8・12月に支給します。

手当を受給されるに当たっては、事前に申請が必要です。申請に際しては、診断書等が必要になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

■対象者 障害の程度が次のいずれかに該当する20歳未満の児童を監護している保護者

〈1級〉 身体障害者手帳1・2級程度の身体障害者又は療育手帳の判定が重度（A）程度の知的障害者又は同程度の精神障害のある人等（別表1級に該当）

〈2級〉 身体障害者手帳3級程度及び下肢障害4級の一部の身体障害者、療育手帳の判定が中度（B1）程度の知的障害者又は同程度の精神障害のある人等（別表2級に該当）

※障害認定診断書（所定の用紙）の提出が必要な場合があります。

■支給制限 次の場合は、手当を受けることができません。

① 児童、父又は母若しくは養育者が日本国内に住んでいない場合

② 児童が障害を支給事由とする公的年金を受給している場合

③ 児童が施設に入所している場合

※対象者やその扶養義務者について所得による支給制限があります（P33参照）。

■手 当 額 1級 月額56,800円 2級 月額37,830円（令和7年4月改定）

■窓 口 市役所障害福祉課

■対象者の障害程度（下記のいずれかに該当するもの）

別表１級（重度障害）

- 1 視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの
- 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
- 3 ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ／2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
- 4 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
- 5 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 6 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 7 両上肢の全ての指を欠くもの
- 8 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- 9 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 10 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 11 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 12 1 から 11 までに掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が1 から 11 までと同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 13 精神の障害であって1 から 12 までと同程度以上と認められる程度のもの
- 14 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が1 から 13 までと同程度以上と認められる程度のもの

別表２級（中度障害）

- 1 視力の良い方の眼の視力が0.07以下のもの
- 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
- 3 ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ／2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
- 4 求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、Ⅰ／2の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内におさまるもの
- 5 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
- 6 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 7 平衡機能に著しい障害を有するもの
- 8 そしゃくの機能を欠くもの
- 9 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- 10 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- 11 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- 12 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 13 一上肢の全ての指を欠くもの
- 14 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- 15 両下肢の全ての指を欠くもの

5 助成・手当・年金

- 16 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 17 一下肢を足関節以上で欠くもの
- 18 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 19 1 から 18 までは掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が 1 から 18 までと同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 20 精神の障害であって、1 から 19 までと同程度以上と認められる程度のもの
- 21 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が 1 から 20 までと同程度以上と認められる程度のもの

障害程度の要件について、詳しくはお問い合わせください。

障害児福祉手当

20歳未満（おおむね3歳以上から）の在宅の重度心身障害児で日常生活活動が著しく制限され介護を要する状態の人に対し、手当が支給されます。※3カ月分まとめて2・5・8・11月に支給します。

（障害厚生年金等定められた年金を受給している人や福祉施設に入所中の人は除外されます。）

手当を受給されるに当たっては、事前に申請が必要です。申請に際しては、診断書等が必要になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

■支給制限 障害者本人やその扶養義務者等について所得による支給制限があります（P33参照）。

■手 当 額 月額 16,100円（令和7年4月改定）

■窓 口 市役所障害福祉課

■対象者の障害程度（下記のいずれかに該当するもの）

- ① 視力の良い方の眼の視力が0.02以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの、若しくは視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のものであり、かつ、両眼による視野が2分の1以上欠損したもの
- ② 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
- ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- ④ 両上肢の全ての指を欠くもの
- ⑤ 両下肢の用を全く廃したもの
- ⑥ 両大腿を2分の1以上失ったもの
- ⑦ 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
- ⑧ ①から⑦までに掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が①から⑦までと同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- ⑨ 精神の障害であって、①から⑧までと同程度以上と認められる程度のもの
- ⑩ 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が①から⑨までと同程度以上と認められる程度のもの

障害程度の要件について、詳しくはお問い合わせください。

特別障害者手当

20歳以上の在宅の重度障害者で日常生活において常時、特別の介護を必要とする状態の人に対し、手当が支給されます。※3カ月分まとめて2・5・8・11月に支給します。

（福祉施設に入所中の人や、病院に3カ月以上入院している人は除外されます。）

手当を受給されるに当たっては、事前に申請が必要です。申請に際しては、診断書等が必要になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

■支給制限 障害者本人やその扶養義務者等について所得による支給制限があり、一定限度額以上の所得がある場合は支給停止となります（P33参照）。

■手 当 額 月額 29,590円（令和7年4月改定）

■窓 口 市役所障害福祉課

■対象者の障害程度（下記のいずれかに該当するもの）

- I 表1の①から⑦までに規定される身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が2つ以上存するもの
- II 表1の①から⑦までに規定される身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が1つ存し、かつそれ以外の障害で表2に規定する障害が2つ以上存するもの
- III 表1の③から⑤までに規定される身体の機能の障害が1つ存し、かつ当該障害以外の上肢・下肢・体幹のいずれかの障害を併せもつことによって、日常生活に常時特別の介護を必要とするもの
- IV 表1の⑥又は⑦に規定する病状又は精神の障害が1つ存し、それが特に重度（例えば、絶対安静を要する状態）であるため、日常生活に常時特別の介護を必要とするもの

表1

- ① 視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
- ② 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- ④ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- ⑤ 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- ⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が①から⑤までと同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- ⑦ 精神の障害であって、①から⑥までと同程度以上と認められる程度のもの

表2

- ① 視力の良い方の眼の視力が0.07以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
- ② 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- ③ 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
- ④ そしゃく機能を失ったもの
- ⑤ 音声又は言語機能を失ったもの
- ⑥ 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
- ⑦ 一上肢の機能に著しい障害を有するもの又は一上肢の全ての指を欠くもの若しくは一上肢の全ての指の機能を全廃したもの
- ⑧ 一下肢の機能を全廃したもの又は一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
- ⑨ 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- ⑩ ①から⑨までに掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が①から⑨までと同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- ⑪ 精神の障害であって、①から⑩までと同程度以上と認められる程度のもの

障害程度の要件について、詳しくはお問い合わせください。

手当の所得制限

■特別児童扶養手当

(単位:円)

扶養親族等の人数	本人所得制限限度額	扶養義務者・配偶者所得制限限度額
0人	4,596,000	6,287,000
1人	4,976,000	6,536,000
2人	5,356,000	6,749,000
3人	5,736,000	6,962,000
4人	6,116,000	7,175,000
5人	6,496,000	7,388,000

■障害児福祉手当・特別障害者手当(単位:円)

扶養親族等の人数	本人所得制限限度額	扶養義務者・配偶者所得制限限度額
0人	3,604,000	6,287,000
1人	3,984,000	6,536,000
2人	4,364,000	6,749,000
3人	4,744,000	6,962,000
4人	5,124,000	7,175,000
5人	5,504,000	7,388,000

※各種控除がありますので、詳しくはお問い合わせください。

児童扶養手当

児童扶養手当(児童の健やかな成長を願って支給される手当)は原則としてひとり親家庭が支給対象となりますが、父又は母が重度の障害者である場合、ひとり親家庭でなくても手当の支給を受けることができる可能性があります。

また、児童扶養手当の支給対象家庭で児童の心身におおむね中度以上(特別児童扶養手当2級と同程度以上)の障害がある場合、20歳未満まで児童扶養手当が受けられます。

この手当を受けることができるかどうかは、市役所子育て支援給付課にお問い合わせください。

■窓口 市役所子育て支援給付課 電話 077-528-2686
FAX 077-525-8767

障害基礎年金

国民年金に加入している間、又は20歳前(年金制度に加入していない期間)、若しくは60歳以上65歳未満(年金制度に加入していない期間で日本に住んでいる間)に、初診日(障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日)のある病気やけがで、国民年金法施行令により定められた障害等級表(1級・2級)による障害の状態にあるときは障害基礎年金が支給されます。

なお、身体障害者手帳等の等級とは認定基準が異なります。

詳しい内容や申請に必要な書類等は、下記の窓口へお問い合わせください。

■窓口 大津年金事務所 電話 077-521-1126
市役所保険年金課年金係 電話 077-528-2752
FAX 077-525-8887

障害厚生年金

厚生年金に加入している間に初診日のある病気やけがで障害基礎年金の1級又は2級に該当する障害の状態になったときは、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。

また、障害の状態が2級に該当しない軽い程度の障害のときは3級の障害厚生年金が支給されます。

なお、初診日から5年以内に病気やけがが治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残ったときには障害手当金（一時金）が支給されます。

詳しい内容や申請に必要な書類等は、下記の窓口へお問い合わせください。

■窓 口 大津年金事務所 電 話 077-521-1126

■U R L <https://www.nenkin.go.jp>（日本年金機構 HP）

心身障害者扶養共済制度

障害のある方を扶養している保護者が、自らの存命中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給するものです。

■加入者 65歳未満で次の障害者を現に扶養しており、特別の疾病または障害がなく、健康な状態であるもの

（1）身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する者

（2）知的障害者

（3）精神又は身体に永続的な障害のある方（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）で、その障害の程度が（1）又は（2）と同程度と認められるもの

■掛 金 加入時の年齢により1口につき9,300円～23,300円（所得による減免もあります）

■年 金 1口加入 月額 20,000円

2口加入 月額 40,000円

■窓 口 滋賀県手をつなぐ育成会 電 話 077-523-3052 F A X 077-523-3052

滋賀県身体障害者福祉協会 電 話 077-565-4832 F A X 077-564-7641

介護料支給制度

自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害があるため、日常生活動作について常時又は随時の介護が必要となった方に支給されるものです。

詳しい内容や申請に必要な書類等は、下記窓口へお問い合わせください。

（HPでも詳しくご覧いただけます。<https://www.nasva.go.jp/sasaeru/kaigoryo.html>）

■窓 口 独立行政法人自動車事故対策機構滋賀支所

電話 077-585-8290 F A X 077-585-8291

6

税金の控除・公共料金割引

税金や各種料金の割引制度があります。

自動車税・軽自動車税の減免

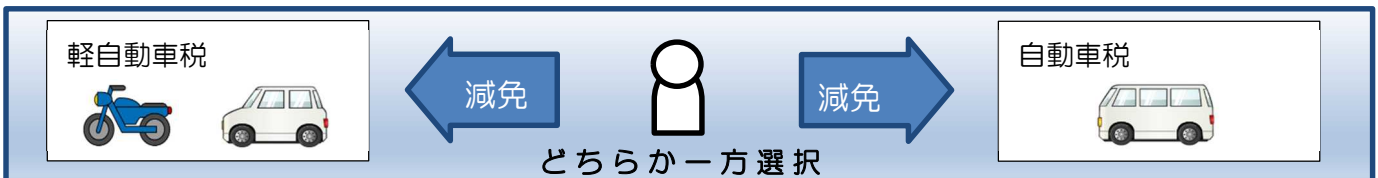
自動車税・軽自動車税には、取得時に納付する「環境性能割」と毎年納付する「種別割」の2種類があります。

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人について、自分で運転する場合又はもっぱら障害者の通院・通学（通園）・通所・生業（通勤）のために生計を一にする人が運転する場合に、一定の要件を満たせば申請により減免されます。減免の対象となる要件はそれぞれ異なります。

詳細については、各窓口にお問い合わせください。

■自動車税・軽自動車税の減免対象

自動車税・軽自動車税の減免は、1人の障害者について、自動車（軽自動車含む）1台に限ります。減免申請の受付は、軽自動車税又は、自動車税のいずれか一方でしかできません。



軽自動車税（種別割）

■窓 □／問合せ先

市役所市民税課

電 話 077-528-2707

FAX 077-524-4944

大津市市民税課の
ホームページ



自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割）

■窓 □／問合せ先

滋賀県自動車税事務所 守山市木浜町2298番地2

電 話 077-585-7288

FAX 077-585-7299

西部県税事務所 大津市松本一丁目2番1号（自動車税（種別割）のみ）

電 話 077-522-9805

FAX 077-526-0085

滋賀県の
ホームページ



※生計同一証明書が必要な場合は、市役所障害福祉課で交付を受けてください。

税金の控除

各種税金が控除される場合があります。詳しくは各担当窓口へお問い合わせください。

■窓 口 市役所市民税課 電 話 077-528-2722 FAX 077-524-4944
大津税務署 電 話 077-524-1111

大津市の
ホームページ



■障害者控除の対象者 : 身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級

■特別障害者控除の対象者: 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級

■医療費控除の確定申告、市民税・県民税の申告

本人及び生計を一にする配偶者やその他の親族のために1年間(1月1日～12月31日)に支払った医療費等が、医療費の助成を受けたものを除き、10万円又は(総所得金額等が200万円未満の場合は、その5%相当額)を超えた場合、確定申告、又は市民税・県民税の申告をすれば医療費控除が受けられます。

※医療費控除の対象となるもの

ストマ用装具及びおむつ代も医療費控除の対象になる場合があります。その人の治療をしている医師が発行した「ストマ用装具使用証明書」「おむつ使用証明書」とその領収書が必要となります。詳しくは上記窓口にお問い合わせください。

国民健康保険料の減免

納付義務者(世帯主)が身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付され、その属する世帯の世帯主及び被保険者全員が当該年度市民税の所得割が非課税である世帯で、保険料の納付が困難な方は保険料の減免を受けることができる場合があります。詳しくは下記の窓口へお問い合わせください。

■窓 口 市役所保険年金課管理賦課係 電話 077-528-2751 FAX 077-525-8887

NHK受信料の減免

種別	全額免除	半額免除
身体障害	●身体障害者手帳所持者のいる世帯で、かつ同居者全員（世帯分離されている場合でも同居者全員）が市町村民税非課税の場合	●視覚障害又は聴覚障害の身体障害者手帳所持者が世帯主かつ受信契約者の場合 ●重度（1級又は2級）の身体障害者手帳所持者が世帯主かつ受信契約者の場合
知的障害	●療育手帳所持者のいる世帯で、かつ同居者全員（世帯分離されている場合でも同居者全員）が市町村民税非課税の場合	●重度（A1 又は A2）の療育手帳所持者が世帯主かつ受信契約者の場合
精神障害	●精神障害者保健福祉手帳所持者のいる世帯で、かつ同居者全員（世帯分離されている場合でも同居者全員）が市町村民税非課税の場合	●重度（1級）の精神障害者保健福祉手帳所持者が世帯主かつ受信契約者の場合

■手続方法 ① 市役所障害福祉課で手続きする場合

手帳と印鑑をご持参の上、当課にて申請書証明書欄に証明を受けた後、NHK大津放送局へご提出ください。

② NHK大津放送局で手続きする場合

手帳、印鑑と各種証明書類（※）をご持参の上、NHK大津放送局で手続きしてください。
なお、NHKのホームページ「受信料の窓口」のお申込みフォームに氏名・住所等を入力することで、免除申請書と専用の返信用封筒を取り寄せることもできます。詳しくは下記窓口へお問い合わせください。

※NHKで手続きする場合の各種証明書類

- ・全額免除：住民票（同居世帯全員用）、市民税非課税証明書（同居世帯全員分）
- ・半額免除：住民票（同居世帯全員用）

※半額免除の申請手続きについて

マイナンバーカードをお持ちで、マイナポータルの利用登録をされている方は、インターネットでのお手続きもご利用いただけます（一部の半額免除事由を除く）

■窓 口 NHK大津放送局経営管理企画センター（開発グループ・受信料担当）

電 話 077-521-3083 F A X 077-521-3086

NHKの
ホームページ



公共施設の利用料の減免等

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者については、障害の程度等により、公共施設の窓口で手帳を提示していただくことで、利用料・使用料等の減免などが受けられる場合があります。

施設をご利用になる前に、減免等の対象となるか、各施設の窓口にお問合せください（一部、適用にならないものがあります）。

◆大津市歴史博物館	電 話	077-521-2100	FAX	077-521-2666
◆大津市科学館（展示ホール・プラネタリウム）	電 話	077-522-1907	FAX	077-522-2297
◆におの浜ふれあいスポーツセンター	電 話	077-527-3553	FAX	077-527-3566
◆伊香立市民プール	電 話	077-598-3199	}	オープン時期以外の連絡先は 大津市スポーツ課へ 電 話 077-528-2637
◆坂本市民プール	電 話	077-578-8660		
◆晴嵐市民プール	電 話	077-537-4995		
◆曾束市民プール	電 話	077-546-5611		
◆雄琴臨水公園プール	電 話	077-578-8661	※	※オープン時期以外の連絡先は におの浜ふれあいスポーツ センターへ
◆皇子が丘公園プール	電 話	077-526-3085		
◆なぎさ公園プール	電 話	077-527-3960	※	
◆南郷公園プール	電 話	077-537-4601	※	
◆田上公園プール	電 話	077-546-4609	※	
◆唐橋公園プール	電 話	077-545-2350	※	

7

交通に関するサービスと割引

交通に関するサービスや、各種割引があります。

タクシー料金割引

乗車時、身体障害者手帳又は療育手帳を提示することにより、料金が10%割引されます。（一部実施していない会社もございます。）

精神障害者保健福祉手帳も対象となる場合があります。詳細は各タクシー事業者にお問い合わせください。

タクシー券

指定のタクシー会社で利用できるタクシー券500円券を年間28枚（四半期ごとに7枚）交付します。ただし、じん臓機能障害1級の手帳所持者は年間56枚（四半期ごとに14枚）交付します。

※タクシー料金割引と併用できます。

■対象者 次のいずれかを所持する、前年度の市民税が非課税世帯に属する人

① 身体障害者手帳1・2級 ② 療育手帳A ③ 精神障害者保健福祉手帳1級

※ただしガソリン券との併給はできません。

■窓 口 市役所障害福祉課

ガソリン券

指定の給油所で登録いただいた自家用車に給油できるガソリン8㍲券（軽油の場合は10㍲、ハイオクガソリンの場合は7㍲）を年間12枚（月1枚）交付します。ただし、じん臓機能障害1級の手帳所持者は年間24枚（月2枚）交付します。

■対象者 次のいずれかを所持する、前年度の市民税が非課税世帯に属する人

① 身体障害者手帳1・2級 ② 療育手帳A ③ 精神障害者保健福祉手帳1級

※ただしタクシー券との併給はできません。

※運転者は、本人又は本人を日常的に介護している人に限ります。

■窓 口 市役所障害福祉課

路線バス運賃の割引

身体障害者手帳又は療育手帳所持者がその手帳を提示することにより、普通運賃が50%（県内区間の場合）割引されます。介護人又は付添人の割引、定期運賃の割引率はバス会社によって異なります。また、精神障害者保健福祉手帳所持者は、近江鉄道(株)、滋賀バス(株)、江若交通(株)、帝産湖南交通(株)、京阪バス(株)、湖国バス(株)で50%の割引を実施しています。詳細は各バス会社にお問い合わせください。

■県内乗入れ路線バス会社

近江鉄道(株) 滋賀バス(株) 江若交通(株) 帝産湖南交通(株)

京阪バス(株) 湖国バス(株) 京都バス(株)

比叡山鉄道の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者は、50%割引されます。また、第1種の身体障害者手帳・療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の1級の所持者は、本人単独又は本人と介護者（1人まで）が同乗のとき、それぞれ50%割引となります。詳細は比叡山鉄道にお問い合わせください。

京阪電鉄の割引

身体障害者手帳、療育手帳所持者が単独で乗車される場合、割引はありません。対象の身体障害者手帳、療育手帳所持者が介護者と同時に同区間の乗車券を購入し乗車される場合、本人、介護者の乗車券は50%割引されます。

精神障害者保健福祉手帳所持者が単独で乗車し101km以上旅行する場合、乗車券は50%割引されます。精神障害者保健福祉手帳所持者と介護者が一緒に乗車する場合、一定の条件のもと、本人、介護者の乗車券は50%割引されます。詳細は京阪電鉄にお問い合わせください。

JR旅客運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳所持者が単独で乗車し、片道100kmを超えて旅行する場合、一定の条件のもと、乗車券は50%割引されます。対象の身体障害者手帳、療育手帳所持者が介護者と同時に同区間の乗車券を購入し乗車される場合、一定の条件のもと、本人、介護者の乗車券は50%割引されます。

精神障害者保健福祉手帳所持者が単独で乗車し、片道100kmを超えて旅行する場合、一定の条件のもと、乗車券は50%割引されます。精神障害者保健福祉手帳所持者と介護者が一緒に乗車する場合、一定の条件のもと、本人、介護者の乗車券は50%割引されます。詳細はJR各社のHPをご確認のうえ、お問い合わせください。

デマンド型乗合タクシーの割引

デマンド型乗合タクシーは、志賀・葛川・伊香立・仰木・上田上・晴嵐台地域で運行しており、運行時刻表に基づき、予約のあった停留所間を運行する電話予約型の乗合タクシーです。

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者は、大人運賃が50%割引されます。また、介護者（付き添い）は、1人に限り大人運賃が50%割引されます。詳細は市役所地域交通政策課にお問い合わせください。

■窓 口 市役所地域交通政策課 電 話 077-528-2736
FAX 077-521-0427

有料道路通行料金の割引

有料道路における障害者割引制度には、通勤、通学、通院等の日常生活において有料道路を利用される障害者に対して、自立と社会経済活動への参加を支援するための割引制度です。

通常料金の半額を割引きます。

割引の適用を受けるためには、事前に申請が必要です。

■制度についての問い合わせ窓口

申請方法・対象車両要件・有効期限等については下記へお問い合わせいただくか、二次元コードよりホームページ（<https://www.w-nexco.co.jp/etc/handicapped/>）をご確認ください。

西日本高速道路（株）NEXCO 西日本お客様センター
0120-924-863 若しくは 06-6876-9031



NEXCO 西日本の
ホームページ

■申請窓口

オンライン申請窓口または市役所障害福祉課



オンライン窓口
(ETC 登録する方のみ利用可)

■対 象 者

手帳の種類	種 別	運 転 者
身体障害者手帳	第1種	本人 または 介護者（本人が同乗）
	第2種	本人のみ
療育手帳	第1種	介護者（本人が同乗）

■必要書類

- ①身体障害者手帳又は療育手帳
- ②運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ）
- ③車検証（電子車検証の方は自動車検査証記録事項と計2枚）

ETC を利用する場合は以下の書類も必要です。

- ④ETCカード（18歳以上は障害者本人名義のもの）
- ⑤ETC車載器セットアップ申込書・証明書

ただし更新及び変更の申請手続の際、前回手続から変更が無い場合、同2点の書類は不要です。

■有効期間 原則、新規の申請手続が終了した日から2回目の誕生日まで有効

※ただし更新の申請手続の場合は、割引有効期限の2カ月前から手続きができ、手続きが終了した日から3回目の誕生日（最長2年2カ月）まで有効となる場合があります。

公共駐車場の料金割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者は、下記の公共駐車場において、一時利用の駐車料金が2時間無料になります。

【有人による取扱い】

下記の公共駐車場では、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者は、手帳と駐車券を管理人又は駐車場係員に提示することにより、一時利用の駐車料金が2時間無料になります。ただし駐車場により取扱時間が異なりますのでご注意ください。割引対象となる駐車場は下記のとおりです。

駐車場名	手続き場所	取扱時間
明日都浜大津公共駐車場	浜大津公共駐車場管理室（1階）	10時～19時
浜大津公共駐車場		

【カメラ付インターホンによる取扱い】

下記の公共駐車場では、出庫時に精算機に附属するインターホンを押すとオペレーターが応答しますので、カメラに向かって手帳と駐車券を提示することで、一時利用の駐車料金が2時間無料になります。

駐車場名		取扱時間
明日都浜大津公共駐車場	有人	24時間365日対応
浜大津公共駐車場		
大津駅北口公共駐車場	無人	
大津京駅前公共駐車場		
膳所駅前公共駐車場		

※カメラ付インターホンでの出庫には時間を要することがあります。状況に応じて、上記公共駐車場のうち、有人の公共駐車場では、【有人による取扱い】との併用をお願いします。

【コールセンター、FAX 又はEメール】

コールセンター：077-525-4170 FAX：077-527-8303

Eメール：asuto@ia4.itkeeper.ne.jp

上記取扱いで利用が困難な方は、一旦精算していただいた後、後日払戻対応します。ただし、令和8年4月1日から後日払戻については現金で精算していただいたもののみの対応となりますのでご注意ください。お問い合わせはコールセンター、FAX 又はEメールまでお願いします。

FAX 又はEメールをご利用の場合は、住所・氏名・連絡先（FAX 又はEメール）をご記入の上、領収書の写しと一緒に送信してください。

■窓 口 市役所建設監理課 電話 077-528-2705

※上記以外の取扱いや手続き場所、取扱時間での割引は対応することができませんのでご了承ください。

市立図書館の利用に伴う隣接駐車場利用サービス

市立図書館の利用に際し、隣接する民営駐車場を利用する場合、下記のとおりサービス券を配付しています。

- 対象者 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者で、自己又は介添人が運転する自家用車により市立図書館に来館し、その際に隣接駐車場を利用された人
- 対象駐車場 NPC24Hびわ湖浜大津駅前パーキング
(大津市浜大津二丁目1番6号 市立図書館西隣)
- 配付内容 サービス券は、図書館の利用時間の場合に応じ、以下の配付枚数となります。最大80分までの補助となります。
▼駐車時刻が40分以下の場合 1枚 ▼駐車時刻が40分を超える場合 2枚
- 確認方法 市立図書館退館前に、手帳と駐車証明書（駐車場の精算機で出ます）を1階カウンターに提示してください。
- 窓口 市立図書館 電話 077-526-4600 FAX 077-522-9877

駐車禁止除外指定車標章の交付

駐車禁止場所内（法定禁止場所を除く）に、他の交通の妨げにならない限り、駐車できる標章が交付されることがあります。駐停車禁止場所では使えません。

- 対象者 ① 身体障害者手帳の交付を受けており、滋賀県警察の規定に該当する歩行困難な人
(詳細は下記窓口にお問い合わせください)
- ② 療育手帳Aの交付を受けている人
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人
- 窓口 大津警察署の交通担当課（雄琴以南） 電話 077-522-1234
FAX 077-522-1291
大津北警察署の交通担当課（仰木以北） 電話 077-573-1234
FAX 077-573-1307

滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度

障害のある人や高齢者、妊産婦やけが人などの移動に配慮が必要な人が使いやすい駐車場の仕組みとして、滋賀県では「滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度」を導入しています。

詳しくは、下記窓口へお問い合わせください。

- 窓口 滋賀県庁健康医療福祉部健康福祉政策課 電話 077-528-3512
FAX 077-528-4850

滋賀県の
ホームページ



8 その他の福祉サービス等

図書館資料の郵送貸出サービス

身体障害のために来館することが困難な人に対し、図書館資料の郵送貸出を行っています（送料は図書館が負担します）。郵送貸出サービスを希望される人は、図書館までご相談ください。

- 対象者 身体障害者手帳1～4級所持者、障害のため図書館来館が困難な人
郵送貸出登録が必要ですので、既に一般の図書貸出カードをお持ちの方も、新たに申し込みをしてください。
- その他 視覚障害の方には録音図書や大活字本、点字雑誌等の貸出もしています。また、和邇図書館ではテープ雑誌の貸出も行っています。
- 窓 口 市立図書館 電話 077-526-4600 FAX 077-522-9877
和邇図書館 電話 077-594-2050 FAX 077-594-4660

図書館の電子図書・オーディオブック

来館することが困難な人にも読書を楽しんでいただくため、電子図書とオーディオブックを提供しています。いつでもどこでも、読書を楽しんでください。

- 対象者 図書貸出カードをお持ちの方（電子図書の利用については大津市在住・在勤・在学の方に限る）
- 手続き 大津市立図書館のホームページからご利用の手続きが可能です。

マルチメディアデジター図書

活字による読書が困難な人にも読書を楽しんでいただくため、マルチメディアデジター図書等の再生用タブレットを貸し出します。

- 対象者 図書貸出カードをお持ちの方
- 手続き 図書館へ来館された際に職員へお申し出ください。
- その他 再生用タブレットの貸出は、館内利用に限ります。

対面朗読サービス

視覚に障がいのある方や活字による読書が困難な人に対し、朗読ボランティアによる対面朗読サービスを行っています。図書館の蔵書以外の資料（取扱説明書など）についても朗読します。

- 対象者 活字による読書が困難な方
- 手続き 事前（できれば一週間以上前まで）に「朗読希望日時」と「朗読を希望する資料（本など）」をお知らせください。利用時間は、1日1回2時間までです。資料により朗読が複数回になる場合があります。あらかじめご了承ください。
- 窓 口 市立図書館 電話 077-526-4600 FAX 077-522-9877
和邇図書館 電話 077-594-2050 FAX 077-594-4660

点字版・声（音声版）の広報おおつ

「点字版広報おおつ」、「デジCD版／カセットテープ版広報おおつ」を月1回発行し、郵送しています（無料）。

■対象者 視覚障害の身体障害者手帳所持者等希望者

■窓口 市役所広報課 電話 077-528-2703 FAX 077-522-8706

声（音声版）のおおつ市議会だより

CDに録音したおおつ市議会だよりを年4回発行し、郵送しています（無料）。大津市議会ユーチューブチャンネルでも聞くことができます。

■対象者 視覚障害の身体障害者手帳所持者等希望者

■窓口 市役所議会局議事課 電話 077-528-2640



議場傍聴席の聴覚障害者用傍聴支援モニター

議場内での音声をリアルタイムで字幕化し、議場の傍聴席に設置した大型モニターに表示しています。

■対象者 聴覚障害者などで議場に傍聴に来られた方

■窓口 市役所議会局議事課 電話 077-528-2640

FAX 077-521-0409

身体障害者デイサービス事業

身体障害者の体操、点字訓練などの日常生活の向上のための活動や各種創作活動、ハーモニカ・料理・卓球教室などを行っています。

■実施場所 大津市立障害者福祉センター他

■窓口 大津市立障害者福祉センター 電話 077-511-2111

FAX 077-527-5515



聴覚障害者相談員設置事業

聴覚障害者やその家族からの相談に応じ、暮らしに関する相談や必要な情報の提供、各種サービスの申請支援などを行います。

■対象者 大津市に在住する聴覚障害者及びその家族

■窓口 滋賀県立聴覚障害者センター 電話 077-561-6111 FAX 077-565-6101

Eメール shigajou@eos.ocn.ne.jp

聴覚障害者のサービス（おおつ手話サービス）

◆おおつ手話サービス

障害福祉課の手話通訳者が、「電話の中継」「問い合わせ」「相談」を行います。FAX、メール、LINE アプリを使って文字や手話で対応いたします。 ※事前登録のため、申請が必要です。

■対象者 大津市に在住する聴覚障害者

■窓 口 市役所障害福祉課

成年後見制度

成年後見制度とは、知的障害、精神障害、認知症などの理由で判断能力が不十分な方のために財産管理や契約行為など、権利擁護を図る制度です。

■問合先・手続き 大津家庭裁判所 電 話 077-503-8156

※本制度の利用申立てを行う親族がいないなどの理由により、申立てができない場合は、「成年後見制度利用支援」制度があります。成年後見制度利用支援に関する問い合わせ先は下記のとおりです。

■窓 口 市役所福祉政策課 電 話 077-528-2740 FAX 077-523-0412
市役所障害福祉課

大津市権利擁護サポートセンター

高齢者や障害者の権利擁護、成年後見制度などに関する相談をお受けします。お気軽にご相談ください。

■所在地 大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津4階

■電 話 077-523-7558 FAX 077-523-7559

緊急通報システムの設置

電話回線を利用した緊急通報用発信設備を自宅に取り付け、身体障害者が倒れるなどの緊急事態が生じたときにボタンを押すことによってコールセンターに通報し、必要に応じて消防局に連絡されるシステムを設置します。※近隣の協力者（原則として2人以上）の確保が必要です。

■対象者 ひとり暮らしの身体障害者手帳1・2級の所持者で、緊急事態に際し機敏に行動することが困難な人

■窓 口 市役所障害福祉課

緊急通報（１１９番・１１０番）

◆NET 119緊急通報システム・FAX 119番・eメール 119番

事前登録のため、申請が必要です。電話での通報が困難な聴覚に障害のある人は、WEBサイト、FAX及びメールから火災や救急などの緊急通報ができます。

【窓口】 大津市消防局通信指令課 電話 077-522-0119 FAX 077-522-4657
市役所障害福祉課

◆FAX 110番・110番アプリ

電話での通報が困難な聴覚に障害がある人は、FAXや110番アプリから110番（警察）通報ができます。

健常者は、通常の110番通報をお願いします。

FAX 110番 077-526-0110

110番アプリ スマートフォンに「110番アプリ」をダウンロードし、氏名、電話番号等を登録すると利用できます。

【窓口】 滋賀県警察本部通信指令課 電話 077-522-1231

障害者手帳アプリ「ミライロID」

「ミライロID」とは、株式会社ミライロが提供するスマートフォン用アプリで、障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の情報をアプリ内に登録することで、手帳情報がスマートフォンの画面に表示できるようになり、その画面を事業者等に提示した場合、障害者割引を受けることができます。アプリの詳細については、株式会社ミライロのホームページ（<https://mirairo-id.jp>）をご覧ください。



青い鳥郵便葉書の無償配付

日本郵便株式会社では、重度の身体障害者及び重度の知的障害者に、ご希望された場合、郵便葉書を無償配付しています。なお、受付期間は日本郵便株式会社ホームページをご覧ください。

- 対象者
- ・重度の身体障害者・・・１級又は２級の人
 - ・重度の知的障害者・・・療育手帳に「A」（又は１度、２度）の表記がある人

■窓 口 最寄りの郵便局にお問い合わせください。



ヘルプマーク

援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう「ヘルプマーク」を作成しています。

- 対象者 義足や人工関節を使用している人、発達障害や精神障害、知的障害のある人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人、認知症の人など、援助や配慮を必要としている人
- 配布場所 滋賀県障害福祉課、大津市役所障害福祉課、大津市保健所、大津市の支所（36カ所）、草津保健所、甲賀保健所、東近江保健所、彦根保健所、長浜保健所、高島保健所、各県内市町障害福祉担当課、滋賀県立障害者福祉センター、滋賀県立聴覚障害者センター、滋賀県精神保健福祉センター
- 配布方法 上記の場所で、お申し出のあった人に無料でお渡しします。
窓口への来所が困難な人は、滋賀県障害福祉課にて郵送による送付を行っています。※別途送料がかかります。
- 問合せ先 滋賀県健康医療福祉部障害福祉課 電 話 077-528-3542
FAX 077-528-4853



介護マーク

介護をする方が他の人からみると介護をしていることが分かりにくいいため、周囲から誤解を受けることがないように、介護中であることを周囲に理解していただくために、カードホルダー付きの「介護マーク」を無償で配布しています。

- 配布場所 市役所障害福祉課、障害者福祉センター、やまびこ総合支援センター
市役所長寿福祉課、市内あんしん長寿相談所（地域包括支援センター）
- 窓 口 市役所障害福祉課
市役所長寿福祉課 電 話 077-528-2741
FAX 077-526-8382



大津市ごみ出し支援戸別収集サービス

家庭廃棄物（大型ごみを除き、市が定期的に収集するものに限る。以下「対象家庭廃棄物」という。）をごみ集積所へ排出することが困難な障害者で構成される世帯に対し、対象家庭廃棄物の戸別収集サービスを行っています。詳しくは窓口へお問い合わせください。

- 窓 口 市役所障害福祉課

9 障害者スポーツ

さまざまな団体で、各種大会や交流会が開催されています。

滋賀県障害者スポーツ大会 兼全国大会選考会 【大会】

例年9～11月頃に県内各地で滋賀県障害者スポーツ大会が開催されています。（令和7年度を除く。）

大会で優秀な成績を挙げ、全国大会への出場を希望される選手は、全国障害者スポーツ大会へ派遣されることがあります。

令和7年度は「わた SHIGA 輝く障スポ」が滋賀県で開催されることに伴い、そのリハーサル大会が5月24日（土）と5月25日（日）に開催されます。（参加申込期間は既に終了しています。）

- 種 目
- | | |
|------|--|
| 個人競技 | 陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球（サウンドテーブルテニス含む）、フライングディスク、ボッチャ、ボウリング |
| 団体競技 | バスケットボール、車いすバスケットボール、ソフトボール、グランドソフトボール、バレーボール、サッカー、フットソフトボール |
- ※「わた SHIGA 輝く障スポ」リハーサル大会として開催される団体競技は、全国障害者スポーツ大会近畿ブロック予選会を兼ねて実施される競技があります。

- 参加対象者
- 12歳以上（団体競技は13歳以上）で、各種障害者手帳を所持している方（詳細な要件は開催要綱を御確認ください。）

- 開 催 日
- | | |
|------|---------------------------|
| 個人競技 | 令和7年5月25日（日） |
| 団体競技 | 令和7年5月24日（土）～令和7年5月25日（日） |

- 問合せ窓口
- 【リハーサル大会】
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局（滋賀県国スポ・障スポ大会局内）

電 話 077-528-3326

メール syosupo-unei@pref.shiga.lg.jp



【滋賀県障害者スポーツ大会】

一般社団法人滋賀県障害者スポーツ協会

電 話 077-522-6000

FAX 077-521-8118

メール info@shigassk.net

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 2025



滋賀県障害者スポーツ大会 スポーツフェスタの部 【大会】

例年6～8月頃（バスケットボールは11月頃）に、県内各地で滋賀県障害者スポーツ大会スポーツフェスタの部が開催されています。

競技大会が開催されるほか、体験教室も行われますので、お気軽に参加していただけます。

- 種 目 陸上競技、卓球、フライングディスク、ボッチャ、バスケットボール
- 参加対象者 9歳以上の障害を有する方（特別支援学級在籍者などは各種障害者手帳がなくても参加できます。）
- 参加受付 市役所障害福祉課
- 問合せ窓口 一般社団法人滋賀県障害者スポーツ協会

電 話 077-522-6000

FAX 077-521-8118

メール info@shigassk.net



全国障害者スポーツ大会（障スポ） 【大会】

各都道府県の障害者スポーツ大会等で優秀な成績を挙げた選手等が出場します。

国民スポーツ大会（国スポ）とともに、毎年異なる都道府県で開催されます。

令和7年度は「わた SHIGA 輝く障スポ（第24回全国障害者スポーツ大会）」が滋賀県で開催されます。

- 種目 個人競技 陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球（サウンドテーブルテニス含む）、フライングディスク、ボッチャ、ボウリング
- 団体競技 バスケットボール、車いすバスケットボール、ソフトボール、グラウンドソフトボール、バレーボール、サッカー、フットソフトボール
- オープン競技 SOバドミントン、ゴールボール、スポーツウエルネス吹矢、卓球バレー
- 窓口 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局

電 話 077-528-3326

メール syosupo-unei@pref.shiga.lg.jp



におの浜ふれあいスポーツセンター 【施設】

バリアフリー化された施設環境で、誰でも使いやすい施設になっています。

- 施設概要 温水プール、アリーナ、会議・研修室、トレーニング室
- 所在地 大津市におの浜四丁目2-40 電 話 077-527-3553
FAX 077-527-3566



湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 2025



スペシャルスポーツの広場

【交流】

障害のある方が、家族や支援者の方と一緒に軽スポーツを楽しんでいただけます。

- 種 目 フライングディスク、ボッチャ、卓球、卓球バレー、バウンドテニス、ボウリング、
トランポリン、ふうせんバレー、大縄跳び、スキップジャンプ などの軽スポーツ

- 問合せ窓口 一般社団法人滋賀県障害者スポーツ協会

電 話 077-522-6000

FAX 077-521-8118

メール info@shigassk.net



大津市スポーツ賞

【表彰】

国際大会や全国大会で優勝するなど、特に秀でた成績を挙げた選手を毎年表彰しています。

表彰は「大津市表彰式」で行われ、表彰状や記念品を贈呈しています。

- 問合せ窓口 市役所障害福祉課 電 話 077-528-2696

メール otsu1408@city.otsu.lg.jp

※健常者は、市役所スポーツ課（電話 077-523-2637）が窓口になります。

全国障害者スポーツ大会出場選手激励金

【表彰】

全国障害者スポーツ大会出場選手に出場する選手に対し、大津市から激励金を交付しています。

対象の選手には、大津市から御案内いたします。

大会開催日の年度末までに申請いただく必要がありますので、御案内が届いた方は、お忘れなきようお願いいたします。

- 問合せ窓口 市役所障害福祉課 電 話 077-528-2696

メール otsu1408@city.otsu.lg.jp

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



滋賀県障害者スポーツ協会

【団体】

滋賀県内に在住する障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害者スポーツの普及、振興に取り組んでおられる団体です。

■問合せ窓口 一般社団法人滋賀県障害者スポーツ協会

電話 077-522-6000

FAX 077-521-8118

メール info@shigassk.net



大津市障害者スポーツ協会

【団体】

大津市における障害者スポーツの振興に取り組んでおられる団体です。

■問合せ窓口 大津市障害者スポーツ協会 電話 077-573-3489（北村（代表者）宅）

障害者スポーツクラブ

【団体】

滋賀県障害者スポーツ協会のホームページにて、県内の障害者スポーツクラブが掲載されています。障害者スポーツに興味がある方は、ご確認ください。

■問合せ窓口 一般社団法人滋賀県障害者スポーツ協会

電話 077-522-6000

FAX 077-521-8118

メール info@shigassk.net



湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



10 関係施設・団体等

やまびこ総合支援センター

地域で生活されている、知的障害児・者等が通所する複合的施設です。

施設名	事業内容	電話・FAX
「生活支援センター」 「基幹相談調整センターエコー」	主として知的障害児・者や医療的ケア児者の地域での生活を支援するための相談支援を行います。また、大津基幹相談ネットの役割として自立支援協議会の事務局を担っています。	電話 077-527-0486 FAX 077-527-0334
「ひまわりはうす」 移動支援、居宅介護、行動援護 重度訪問介護、日中一時支援 訪問型生活介護、施設入浴支援	通所施設に通うのが難しい知的障害者の方の日中の居場所支援や自宅への訪問支援を行います。 地域生活支援拠点における24時間、365日対応 緊急時の支援や医療的ケアの方への余暇支援、週末に集団での余暇活動を行っています。	電話 077-527-0492 FAX 077-523-7200
「さくらはうす」 生活介護	重度心身障害者、重度の知的障害者を対象として、日常生活における支援を行っています。	電話 077-527-0495 FAX 077-523-7200

■総合窓口 やまびこ総合支援センター

所在地 大津市馬場二丁目13-50

電話 077-527-0479

FAX 077-527-0135

やまびここども療育センター

施設名	事業内容	電話・FAX
児童発達支援センター 「やまびこ園」	障害のあるこどもや発達支援を必要とするこどもの早期療育を行っています。	電話 077-527-0467 FAX 077-527-0293
「やまびこ相談支援事業所」	障害を持った乳幼児の相談支援、利用計画の作成及びモニタリングを行っています。	電話 077-523-7711 FAX 077-527-0293

北部こども療育センター

施設名	事業内容	電話・FAX
児童発達支援センター 「わくわく教室」	障害のあるこどもや発達支援を必要とするこどもの早期療育を行っています。	電話 077-594-8415 FAX 077-594-8416
「わくわく相談支援事業所」	障害を持った乳幼児の相談支援、利用計画の作成及びモニタリングを行っています。	電話 077-594-5100 FAX 077-594-8416

■所在地 大津市和邇中176-1

東部こども療育センター

施設名	事業内容	電話・FAX
児童発達支援センター 「のびのび教室」	障害のあるこどもや発達支援を必要とするこどもの早期療育を行っています。	電話 077-547-3535 FAX 077-544-1415
「のびのび相談支援事業所」	障害を持った乳幼児の相談支援、利用計画の作成及びモニタリングを行っています。	電話 077-545-0066 FAX 077-544-1415

■所在地 大津市萱野浦1-11

こども発達相談センター

3歳6カ月児健診後から中学生までのこどもの発達に関する相談に応じます。

所在地 大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津1階

電話 077-511-9330 FAX 077-526-8030

発達障害者相談支援センターかほん

発達の特性上、日常生活に困難を感じている人が地域で安心して暮らしていけるよう、相談を受け付けています。

■相談窓口 社会福祉法人しが夢翔会

電話 077-548-6149

所在地 大津市石山千町270-3

FAX 077-543-7328



おおつ働き・暮らし応援センター（H a t c h : はっち）

一般就労が困難な障害者に対する就労及び職場定着に向けた支援や、職場の開拓などのサービスを福祉、労働の両面から提供し、障害者の地域における職業生活の自立を図り、雇用の促進及び職業の安定を図るための支援を行っています。

■相談窓口 おおつ働き・暮らし応援センター（H a t c h : はっち）

所在地 大津市京町三丁目4-12 アーバン21ビル 4階

電 話 077-522-5142 F A X 077-522-5103



大津公共職業安定所（ハローワーク大津）

職業紹介等を行っています。

所在地 大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎1階、2階

電 話 077-522-3773 F A X 077-526-1690



障害者福祉センター

障害者や障害者団体の自主的活動の拠点として、貸館やデイサービス（体操、点字訓練、ハーモニカ・料理・卓球教室など）を行っています。また、障害者団体の事務所も設置されています。

所在地 大津市におの浜四丁目2-33

電 話 077-511-2111 F A X 077-527-5515



障害者虐待防止センター

障害者の虐待防止に関する通報、届出又は相談については、障害者虐待防止センターまでご連絡ください。

所在地 大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津4階

電 話 077-523-7188 F A X 077-523-7559

民生委員・児童委員

障害者の自立を援助するとともに、関係機関との協力のもとに社会福祉の増進に努めています。

担当民生委員の氏名などは、市役所福祉政策課へお問い合わせください。

■窓 口 市役所福祉政策課 電 話 077-528-2740 F A X 077-523-0412

大津市社会福祉協議会

地域の住民やボランティア、福祉・保健などの関係機関と連携しながら、福祉のまちづくりに取り組んでいます。

所在地 大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津5階

電 話 077-525-9316 F A X 077-521-0207



滋賀県大津・高島子ども家庭相談センター

18歳未満のお子さんに関する児童相談を受け付けています。

所在地 大津市におの浜四丁目4-5

電 話 077-548-7768 F A X 077-548-7769

大津市保健所

精神保健や難病対策、感染症の予防、地域住民の健康の保持及び増進に関する業務を行っています。

所在地 大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津1階

電 話 077-522-6756 F A X 077-525-6161

あんしん長寿相談所（地域包括支援センター）

福祉・介護・保健が一体となって、高齢者の生活を支える相談機関です。

名 称	所 在 地	電 話	F A X
小松あんしん長寿相談所	大津市南小松90	596-2260/596-2261	596-2262
和邇あんしん長寿相談所	大津市和邇高城12	594-2660/594-2727	594-4189
真野あんしん長寿相談所	大津市真野四丁目24-38	573-1521/573-1522	573-1525
堅田あんしん長寿相談所	大津市本堅田三丁目17-14	574-1010/574-1080	574-1728
比叡あんしん長寿相談所	大津市坂本七丁目24-1	578-6637/578-6692	578-8120
比叡第二あんしん長寿相談所	大津市下阪本六丁目39-23	579-5290/579-5291	579-5292
中第二あんしん長寿相談所	大津市南志賀一丁目7-27	521-1471/521-1472	521-1473
中あんしん長寿相談所	大津市浜大津四丁目1-1	528-2003/528-2006	527-3022
膳所あんしん長寿相談所	大津市膳所二丁目5-5	522-8867/522-8882	522-1198
晴嵐あんしん長寿相談所	大津市栗津町1-18	534-2661/534-2662	534-2664
南あんしん長寿相談所	大津市南郷一丁目14-30	533-1332/533-1352	534-9256
南第二あんしん長寿相談所	大津市稲津一丁目17-12	546-6880/546-6881	546-6882
青山あんしん長寿相談所	大津市松が丘七丁目15-1	549-3195/549-3196	549-3197
瀬田あんしん長寿相談所	大津市大江三丁目2-1	545-3918/545-3931	543-4436
瀬田第二あんしん長寿相談所	大津市大萱六丁目4-16	545-5760/545-5762	545-5820

すこやか相談所

保健師・ヘルスアドバイザー等が常駐し、赤ちゃんから高齢者まで、地域の方々のさまざまな相談業務を行っています。市内7カ所に分けて設置しています。

名 称	所 在 地	電 話	FAX
和邇すこやか相談所	大津市和邇高城12	594-8023	594-4189
堅田すこやか相談所	大津市本堅田三丁目17-14	574-0294	574-1728
比叡すこやか相談所	大津市坂本七丁目24-1	578-8294	578-8120
中すこやか相談所	大津市浜大津四丁目1-1	528-2941	527-3022
膳所すこやか相談所	大津市膳所二丁目5-5	522-1294	522-1198
南すこやか相談所	大津市南郷一丁目14-30	534-0294	534-9256
瀬田すこやか相談所	大津市大江三丁目2-1	545-0294	543-4436

滋賀県医療福祉相談モール

各相談機関が連携して相談支援・地域支援を行います。また、どこに相談して良いか分からない方のための相談窓口も設置されています（所在地 草津市笠山八丁目5-130）。

相 談 窓 口	相 談 内 容	電 話	FAX
ワンストップ相談受付窓口	どこに相談して良いか分からない場合の相談	569-5955	—
滋賀県知的障害者更生相談所	療育手帳の判定、知的障害に関する相談	563-8448	562-4334
滋賀県ひきこもり支援センター	ひきこもりに関する相談	567-5058	—
滋賀県発達障害者支援センター	発達障害に関する相談	561-2522	502-2489
滋賀県高次脳機能障害支援センター	高次脳機能障害に関する相談	561-3486	502-2480
滋賀県地域生活定着支援センター	罪に問われた方の生活等に関する相談	561-3485	502-2427

障害児教育諸学校

名 称	所 在 地	電 話
滋賀県立盲学校	彦根市西今町800	0749-22-2321
滋賀県立聾話学校	栗東市川辺664	077-552-1380
滋賀県立北大津養護学校	大津市伊香立向在地町25	077-598-3174
滋賀県立草津養護学校	草津市笠山八丁目3-111	077-566-0012
滋賀大学教育学部附属特別支援学校	大津市際川三丁目9-1	077-522-6569
滋賀県立守山養護学校大津分教室	大津市長等一丁目1-35	077-525-1276
滋賀県立北大津高等養護学校	大津市仰木の里一丁目23-1	077-574-7900

関係団体

障害当事者やその家族、支援者などでつくられている団体です。活動内容などについては、直接団体までお問い合わせください。

団 体 名 (HP)	代表者 (会長)	所 在 地	電話・FAX
大津市身体障害者更生会	乾澤 正和	におの浜 4-2-33 大津市立障害者福祉センター内	077-524-4777
大津市障害児者と支える人の会	西川 実千子	におの浜 4-2-33 大津市立障害者福祉センター内	077-543-1816 (代表者宅)
大津市ろうあ福祉協会	石野 富志三郎	におの浜 4-2-33 大津市立障害者福祉センター内	FAX 077-572-7070
大津視覚障害者協会 (https://otsu-ssk.org/)	奥村 清和	におの浜 4-2-33 大津市立障害者福祉センター内	077-523-3799
大津市障害者スポーツ協会 (https://geolog.mydns.jp/www.geocities.co.jp/ohtsu_ssk/)	北村 茂	におの浜 4-2-33 大津市立障害者福祉センター内	077-573-3489 (代表者宅)
おおつ「障害者の生活と労働」協議会 (https://geolog.mydns.jp/www.geocities.co.jp/ohtsu_ssk/)	平山 真司	京町 3-4-12 アーバン21ビル 4 階	077-522-5142
大津市精神障害者と家族の会 「湖の子会」	山路 美登	におの浜 4-2-33 大津市立障害者福祉センター内	080-3787-4451 (代表者)
滋賀県中途失聴難聴者協会大津支部	長田 由美子	におの浜 4-2-33 大津市立障害者福祉センター内	FAX (代表者宅) 077-573-1860
特定非営利活動法人 滋賀県脊髄損傷者協会 (https://sites.google.com/smiles_higa.com/shigasekizui/)	前野 奨	草津市草津三丁目 14-40	077-569-5111
滋賀県難病連絡協議会大津支部 (https://shigananren.org/)	駒坂 博康	三大寺 6-C-106	077-548-8823 (代表者宅)
滋賀県脳卒中者友の会 淡海の会 大津支部	森田 芳久	におの浜 4-2-33 大津市立障害者福祉センター内	090-3053-1832 (代表者)
一般社団法人 滋賀県腎臓病患者福祉協会 (http://www.ex.biwa.ne.jp/shigajin/)	岡村 敏博	京町四丁目 3-28 滋賀県厚生会館 別館 2 階	TEL 077-521-0313 FAX 077-511-3553

大津市障害者自立支援協議会

「あるサービスは調整する。ないサービスはつくる」をスローガンに、一人ひとりの生活ニーズを地域の課題として集約し、解決するための協議の場として平成18年10月に設置されました。大津市内の障害者支援に関係する様々な機関が集まり、課題の共有と解決に向けた具体的検討や関係機関の支援の向上のための研修会、市民に対する大津市の障害福祉の動向に関する広報啓発活動を行っています。年1回・毎年5月頃に市民向けの活動報告会を開催しており、誰でも自由に参加できます。



■ 問合せ先 所在地 大津市馬場二丁目13-50

やまびこ総合支援センター内大津市基幹相談調整センター

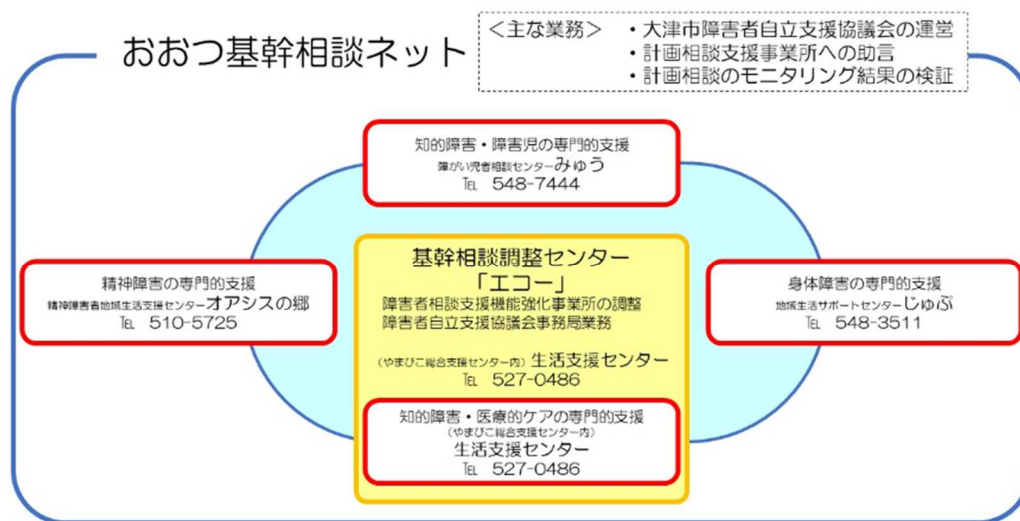
電話 077-527-0486 FAX 077-527-0334

URL <https://www.otsuziritu.org>

おおつ基幹相談ネット

基幹相談支援センターとは障害福祉分野において地域の相談支援の中核的な役割を担う相談機関で、地域課題を解決するための地域連携体制の構築、人材育成やバックアップなどの業務を行います。

大津市では、「おおつ基幹相談ネット」という名称で4か所の相談支援事業所が連携して基幹相談支援センターの業務を実施しております。



おおつほっとネット事業（地域生活支援拠点事業）

障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援する仕組みを地域生活支援拠点といい、その機能として、①相談機能、②緊急時の受入れ・対応機能、③体験の機会・場の提供機能、④専門的人材の確保・養成機能、⑤地域の体制づくり機能があります。大津市では、複数事業所の連携により「おおつほっとネット」を整備するほか、以下の事業を実施します。

◇ おおつほっとネットお泊り事業（対象：18歳以上）

■内 容 緊急により既存の短期入所事業等で対応できない場合、場を提供した法人に委託料を支出

■相談先 緊急時は、普段利用されている相談支援事業所に連絡してください。

◇ おおつほっとネットお助け事業（対象：18歳以上）

■内 容 緊急により既存の居宅介護事業等で対応できない場合、支援員を派遣した法人に委託料を支出

■相談先 緊急時は、普段利用されている相談支援事業所に連絡してください。

◇ おおつほっとネットコーディネーター設置事業

■内 容 緊急時に備えた体制整備等を行う相談員をおおつ基幹相談ネットの4つの事業所に設置

■窓 口 （やまびこ総合支援センター内）生活支援センター

精神障害者地域生活支援センターオアシスの郷

障がい児者相談センターみゅう

地域生活サポートセンターじゅぽ

◇ 強度行動障害児者集中支援モデル事業

■内 容 知的障害や発達障害に起因する激しいこだわり、物の破壊、自傷や他害行為など、危険を伴う行動や不適応行動により日常生活に困難が生じている「強度行動障害」を呈する障害児者に対し、専門家による訪問や相談、短期入所を利用した支援の検討を行います。

■委託先 社会福祉法人しが夢翔会 電 話 077-534-4477

11 相談窓口

こんな相談がしたいときには

相談したい内容	相談窓口	備考
障害児者に関する総合的な相談がしたい	①市役所障害福祉課 電話 077-528-2726 FAX 077-524-0086 ②委託相談支援事業所（P17参照）	ケースワーカーや相談員による相談、情報提供等
障害福祉サービスを利用したい	①市役所障害福祉課 電話 077-528-2726 FAX 077-524-0086 ②計画相談支援事業所（P65参照）	就労支援、ホームヘルパーの派遣等
障害児が通所する施設について相談したい	①市役所障害福祉課 電話 077-528-2726 FAX 077-524-0086 ②障害児相談支援事業所（P65～66参照）	放課後等デイサービスの利用等
障害児の教育に関する相談がしたい	①滋賀県教育委員会事務局 特別支援教育課 電話 077-528-4643、FAX 077-528-4957 ②滋賀県総合教育センター 電話 077-588-2311、FAX 077-586-0011 ③大津市教育支援センター 電話 077-525-7912、077-522-4646	
障害児に関する専門的な相談がしたい	滋賀県大津・高島子ども家庭相談センター 電話 077-548-7768 FAX 077-548-7769	医師、心理判定員、ケースワーカーによる相談、指導、判定等
身体障害者に関する専門的な相談がしたい	滋賀県立リハビリテーションセンター 更生相談係（滋賀県身体障害者更生相談所） 電話 077-567-7221 FAX 077-567-7222	医師等による専門的な相談、指導、判定
知的障害者に関する専門的な相談がしたい	滋賀県知的障害者更生相談所（滋賀県立精神保健福祉センター内） 電話 077-563-8448 FAX 077-562-4334	医師、保健師、心理判定員による専門的な相談、指導、判定
精神障害者の保健に関する相談がしたい	①大津市保健所保健予防課 電話 077-522-6766 FAX 077-525-6161 ②滋賀県立精神保健福祉センター 電話 077-567-5010 FAX 077-566-5370	医師、精神保健相談員、保健師による相談、指導
中学生までの子どもの発達に関する相談がしたい	大津市こども発達相談センター 電話 077-511-9330 FAX 077-526-8030	
高校生以上の子どもや大人の発達に関する相談がしたい	大津市発達障害者支援センターかほん 電話 077-548-6149 FAX 077-534-4479	
聴覚障害や手話に関する相談がしたい	①市役所障害福祉課 電話 077-528-2745 FAX 077-524-0086 ②滋賀県立聴覚障害者センター（大津市聴覚障害者相談員） 電話 077-561-6111 FAX 077-565-6101	
難病に関する相談がしたい	①大津市保健所保健予防課 電話 077-522-6766 FAX 077-525-6161 ②滋賀県難病相談・支援センター 電話 077-526-0171 FAX 077-526-0172	難病患者や家族の日常生活、介護などの相談

相談したい内容	相談窓口	備考
福祉用具に関する相談がしたい	①市役所障害福祉課 電話 077-528-2745 FAX 077-524-0086 ②滋賀県福祉用具相談プラザ (滋賀県福祉用具センター内) 電話 077-567-3907 FAX 077-567-3967	P 21～26 参照
障害者向けに自宅を改造したい	市役所障害福祉課 電話 077-528-2745 FAX 077-524-0086	P 28 参照
就職に関する相談がしたい	大津公共職業安定所(ハローワーク大津) 電話 077-522-3773 FAX 077-526-1690	企業就職、職業訓練の受講、障害者雇用等の相談
職業適性などの専門的な相談をしたい	滋賀障害者職業センター 電話 077-564-1641 FAX 077-564-1663	職業適性や雇用管理についての専門的な相談
障害者の年金に関する相談がしたい	①大津年金事務所 電話 077-521-1126 ②市役所保険年金課(障害基礎年金のみ) 電話 077-528-2752 FAX 077-525-8887 障害共済年金・・・各共済組合へ 労災年金・・・労働基準監督署へ	障害基礎年金、障害厚生年金等の各種年金についての相談
障害者の虐待について相談がしたい	①大津市障害者虐待防止センター 電話 077-523-7188 FAX 077-523-7559 ②滋賀県障害者権利擁護センター 電話 077-521-1175 FAX 077-528-4853	障害者の虐待に関する相談
障害者差別について相談がしたい	地域アドボケート(滋賀県地域相談支援員) (P 63 参照)	
障害者の人権に関する相談がしたい	大津地方法務局 電話 077-522-4671	
障害者の権利擁護、成年後見制度に関する相談がしたい	大津市権利擁護サポートセンター 電話 077-523-7558 FAX 077-523-7559	
障害者スポーツ施設について知りたい	①滋賀県立障害者福祉センター 電話 077-564-7327 FAX 077-564-7641 ②滋賀県障害者スポーツ協会 電話 077-522-6000 FAX 077-521-8118 ③大津市障害者スポーツ協会 電話 077-573-3489(北村) FAX 077-573-3489(北村)	スポーツ施設の利用、障害者スポーツの相談
障害者の雇用に関する相談がしたい	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部高齢・障害者業務課 電話 077-537-1214 FAX 077-537-1215	企業が障害者を雇用する上で、必要な配慮や助成措置についての相談
ボランティア活動に関する相談がしたい	①大津市社会福祉協議会 電話 077-525-9316 FAX 077-521-0207 ②滋賀県社会福祉協議会ボランティアセンター 電話 077-567-3924 FAX 077-567-5160 ③淡海ネットワークセンター 電話 077-524-8440 FAX 077-524-8442	ボランティア活動をやりたいが、どのようにすればよいか
福祉関係の仕事につきたい	①大津市社会福祉協議会 電話 077-525-9316 FAX 077-521-0207 ②滋賀県介護・福祉人材センター(南部介護・福祉人材センター) 電話 077-567-3925 FAX 077-567-3928	福祉関係の仕事をしたが、どのようにすればよいか

地域アドボケーター（地域相談支援員）

滋賀県は「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」において、障害を理由とする差別や合理的配慮の提供に関する相談について、自身で相談することが難しい障害のある方に寄り添い、相談内容を代弁することなどにより、障害者の権利を擁護し、障害者差別解消相談員につなぐ役割を担う「地域アドボケーター」を各地域に配置し、県の障害者差別解消相談員と連携しながら、事案の解決を図ります。

■地域アドボケーター（大津市分）

所属	氏 名	TEL	FAX	E-mail
滋賀県大人の発達障害者の会niwaniwa	さとう しんご 佐藤 信吾	-	-	niwaniwa.shiga@gmail.com
大津市障害児者と支える人の会	いしぐろ かづこ 石黒 賀津子	090-4906-5828	579-2261	ishiguro_jcp@yahoo.co.jp
ピアサポートWISH	ふくやま かつひろ 福山 勝広	080-6183-4996	-	shouri2030v@yahoo.co.jp
高次脳機能障害友の会しが	もりおか はるみ 森岡 治美	090-6979-0107	534-2882	daisukina.doradora.phoo_07_30@docomo.ne.jp
大津市ろうあ福祉協会	しおじり やすこ 塩尻 靖子	-	-	teruha_s@yahoo.co.jp
障害者差別のないおおつをめざす会	みやざき こうのすけ 宮崎 康之亮	090-3974-1335	077-524-4644	fumifumisukisuki@softbank.ne.jp

身体障害者・知的障害者・精神障害者相談員 一覧

当事者やそのご家族等による相談員です。

（職業相談員ではなく、各団体からの推薦に基づき大津市から委託を受けた相談員です。）

※休日・夜間なども含め**24時間体制での相談対応ではありません**ので、あらかじめご了承ください。

※日中であっても**相談員以外の業務等のため、連絡が取れない場合や、メール、FAXでの回答が遅くなる場合もあります。**

区 分	名 前	ふりがな	連絡先	推薦団体
身 体	乾澤	いぬいざわ	077-534-6380	大津市身体障害者更生会
	北村	きたむら	077-573-3489	大津市身体障害者更生会
	小倉	おぐら	077-594-1590	大津市身体障害者更生会
	藤原	ふじわら	077-522-8124	大津市身体障害者更生会
	杉浦	すぎうら	077-534-1864	大津視覚障害者協会
	前田（み）	まえだ（み）	077-525-2834	大津視覚障害者協会
	前田（ま）	まえだ（ま）	077-549-1015	大津視覚障害者協会
	奥村	おくむら	077-572-8990	大津視覚障害者協会
	安岡	やすおか	077-546-7556（FAX）	大津市ろうあ福祉協会
	北川	きたがわ	077-545-3580（FAX）	大津市ろうあ福祉協会
	中澤	なかざわ	077-523-1608（FAX）	大津市ろうあ福祉協会
	小寺	こてら	090-3926-2682	滋賀県背髄損傷者協会
	浦島	うらしま	090-8191-6590	滋賀県腎臓病患者福祉協会
	高島	たかしま	077-526-2755	滋賀県腎臓病患者福祉協会
	駒阪	こまさか	077-548-8823	滋賀県難病連絡協議会
	堀井	ほりい	077-537-0040	滋賀県難病連絡協議会
	野谷	のたに	077-526-0201（FAX）	滋賀県難病連絡協議会
	植松	うえまつ	077-543-2551	大津市障害児者と支える人の会
	登	のぼり	077-546-3710	大津市障害児者と支える人の会
	島田	しまだ	077-573-2580	滋賀県中途失聴難聴者協会大津支部
	森岡	もりおか	090-6979-0107 077-534-2882（FAX）	高次脳機能障害友の会しが
	森田	もりた	090-3053-1832	滋賀県脳卒中者友の会淡海の会
知 的	鈴木	すすき	077-526-3408	大津市障害児者と支える人の会
	岩澤	いわさわ	077-573-8184	大津市障害児者と支える人の会
	久保	くぼ	077-525-2817	大津市障害児者と支える人の会
	高阪	こうさか	077-578-3568	大津市障害児者と支える人の会
	菅原	すがわら	077-579-6852	大津市障害児者と支える人の会
	竹内	たけうち	077-537-5192	大津市障害児者と支える人の会
	石黒	いしぐろ	090-4906-5828	大津市障害児者と支える人の会
	田所	たどころ	077-522-1640	大津市障害児者と支える人の会
精 神	山路	やまじ	080-3787-4451	大津市精神障害者と家族の会（湖の子会）
	福山	ふくやま	080-6183-4996	ピアサポートW I S H
	原田	はらだ	080-4395-7684	ピアサポートW I S H
	津田	つだ	kumi.peace.of.mind@gmail.com	ピアサポートW I S H

■ 計画相談支援事業所

名 称	法人名	所在地	電 話	FAX
木戸障害者相談支援センター	社会福祉法人 大津市社会福祉事業団	大津市木戸709	077-592-8022	077-592-8018
彩葉ケアサポート	合同会社三善	大津市清和町20-8	050-3786-9027	077-502-2131
ブリッジ	株式会社ドリーム	大津市真野二丁目27-1	077-575-7858	077-575-7858
相談支援事業所ひびき	社会福祉法人おおつ福祉会	大津市唐崎三丁目1-15	077-578-5720	077-578-5740
相談支援事業所トモ	合同会社共	大津市穴太三丁目2-12	077-572-5207	077-572-5207
精神障害者地域生活支援センター オアシスの郷	医療法人藤樹会	大津市桜野町一丁目10-5	077-510-5725	077-510-5726
(やまびこ総合支援センター内) 生活支援センター	大津市	大津市馬場二丁目13-50	077-527-0486	077-527-0334
障害者生活支援センターいるか	社会福祉法人 大津におの浜障害者福祉協会	大津市におの浜四丁目2-33 大津市立障害者福祉センター内	077-527-2355	077-527-2355
ピーぷる	株式会社創美	大津市中庄一丁目18-1 創 美ビル302	077-548-7534	077-548-7534
相談支援事業所 ひなた	社会福祉法人美輪湖の家大津	大津市中庄二丁目2-11	077-535-9103	077-525-3290
相談支援事業所ぐっど	株式会社グッドライフ	大津市大江三丁目11-17	077-543-6288	077-572-6233
相談支援センターすまいる・らふ	スマイルケア株式会社	大津市大萱四丁目3-7	077-545-2525	077-545-2526
そうだんオフィス	社会福祉法人共生シンフォ ニー	大津市大萱七丁目6-43 びわこ共生モール2F	077-536-5543	077-548-7860
障がい児者相談センターみゅう	社会福祉法人しが夢翔会	大津市大萱七丁目6-43 びわこ共生モール2F	077-548-7444	077-548-7144
地域生活サポートセンターじゅぶ	特定非営利活動法人りあん	大津市一里山二丁目2-8	077-548-3511	077-548-3515
H I E N相談支援事業所	合同会社H I E N	大津市螢谷2番15号	077-536-5149	077-536-5140
相談支援事業所たね	ゆば富士有限会社	大津市黒津五丁目1番14号	070-6547-8170	077-546-7572
ロゼ相談オフィス	あいりす合同会社	大津市平津一丁目38番24号	077-532-6599	077-532-6599
相談支援事業所オチョビー	Step S.P.F株式会社	大津市桜野町二丁目10番32 号	077-575-1397	077-575-1397

■ 障害児相談支援事業所

名 称	法人名	所在地	電 話	FAX
(北部こども療育センター内) わくわく相談支援事業所	大津市	大津市和邇中176-1	077-594-5100	077-594-8416
木戸障害者相談支援センター	社会福祉法人 大津市社会福祉事業団	大津市木戸709	077-592-8022	077-592-8018
彩葉ケアサポート	合同会社三善	大津市清和町20-8	050-3786-9027	077-502-2131
ブリッジ	株式会社ドリーム	大津市真野二丁目27-1	077-575-7858	077-571-0868
らん相談支援事業所	合同会社R a n j u	大津市本堅田二丁目19-3	080-3809-9107	077-574-7195
相談支援事業所ひびき	社会福祉法人おおつ福祉会	大津市唐崎三丁目1-15	077-578-5720	077-578-5740
相談支援事業所トモ	合同会社共	大津市穴太三丁目2-12	077-572-5207	077-572-5207
(やまびこ総合支援センター内) 生活支援センター	大津市	大津市馬場二丁目13-50	077-527-0486	077-527-0334
(やまびここども療育センター内) やまびこ相談支援事業所	大津市	大津市馬場二丁目13-50	077-523-7711	077-527-0293
相談支援事業所 ひなた	社会福祉法人美輪湖の家大津	大津市中庄二丁目2-11	077-525-9520	077-525-3290
相談支援事業所ぐっど	株式会社グッドライフ	大津市大江三丁目11-17	077-543-6288	077-572-6233

相談支援センターすまいる・らふ	スマイルケア株式会社	大津市大萱四丁目3-7	077-545-2525	077-545-2526
障がい児者相談センターみゆう	社会福祉法人しが夢翔会	大津市大萱七丁目6-43 びわこ共生モール2F	077-548-7444	077-548-7144
地域生活サポートセンターじゅぶ	特定非営利活動法人りあん	大津市一里山二丁目2-8	077-548-3511	077-548-3515
H I E N相談支援事業所	合同会社H I E N	大津市螢谷2番15号	077-536-5149	077-536-5140
相談支援事業所たね	ゆば富士有限会社	大津市黒津五丁目1番14号	070-6547-8170	077-546-7572
(東部こども療育センター内) のびのび相談支援事業所	大津市	大津市萱野浦1番11号	077-545-0066	077-544-1415
相談支援事業所オチョピー	Step S.P.F株式会社	大津市桜野町二丁目10番32号	077-575-1397	077-575-1397

■ 地域相談支援事業所

名 称	法人名	所在地	電 話	FAX
木戸障害者相談支援センター	社会福祉法人 大津市社会福祉事業団	大津市木戸709	077-592-8022	077-592-8018
精神障害者地域生活支援センター オアシスの郷	医療法人藤樹会	大津市桜野町一丁目10-5	077-510-5725	077-510-5726
(やまびこ総合支援センター内) 生活支援センター	大津市	大津市馬場二丁目13-50	077-527-0486	077-527-0334
障害者生活支援センターいるか	社会福祉法人 大津市立障害者福祉協会	大津市におの浜四丁目2-33 大津市立障害者福祉センター内	077-527-2355	077-527-2355

■ 施設入所支援事業所

名 称	法人名	所在地	電 話	FAX
ステップ広場ガル	社会福祉法人しが夢翔会	大津市石山千町270-3	077-534-4477	077-534-4479
杉山寮	社会福祉法人すぎやまの家	高島市今津町杉山253	0740-24-0045	0740-24-0054
清湖園	社会福祉法人ゆたか会	高島市今津町南新保87-14	0740-22-3490	0740-22-6228
藤美寮	社会福祉法人たかしま会	高島市マキノ町西浜1415番地	0740-28-1128	0740-28-0075
滋賀県立むれやま荘	滋賀県	草津市笠山八丁目5-130	077-565-0294	077-565-0295
湖南ホームタウン	社会福祉法人 滋賀県障害児協会	守山市守山町168-1	077-514-1685	077-514-1702
蛸の里	社会福祉法人湖南会	守山市洲本町字井関52	077-585-8850	077-585-8891
もみじ	社会福祉法人大木会	湖南省市石部が丘2丁目1-1	0748-77-2532	0748-77-4437
あざみ	社会福祉法人大木会	湖南省市石部が丘2丁目1-1	0748-77-2532	0748-77-4437
一麦	社会福祉法人大木会	湖南省市東寺2丁目2-1	0748-77-3029	0748-77-2380
落穂寮	社会福祉法人椎の木会	湖南省市東寺2丁目2-2	0748-77-2299	0748-77-5588
信楽青年寮 しん	社会福祉法人しがらき会	甲賀市信楽町神山534番地8	0748-82-0588	0748-82-0961
信楽青年寮 らく	社会福祉法人しがらき会	甲賀市信楽町神山534番地8	0748-82-0588	0748-82-0961
るりこう園	社会福祉法人瑠璃光会	甲賀市土山町野上野497	0748-66-1345	0748-66-1065
あかね	社会福祉法人蒲生野会	東近江市小脇町字栄2089	0748-23-6776	0748-23-7155
止揚学園	社会福祉法人汀会	東近江市佐野町885	0748-42-0635	0748-42-0806
かいぜ寮	社会福祉法人かすみ会	彦根市海瀬町255	0749-43-6111	0749-43-4111
彦根学園	社会福祉法人青い鳥会	彦根市高宮町2671	0749-22-2266	0749-22-9767
ふるさと	社会福祉法人近江ふるさと会	彦根市開出今町1343-3	0749-21-2660	0749-22-4343
湖北会あそしあ	社会福祉法人湖北会	長浜市大茂亥町415-1	0749-68-2666	0749-68-2668

12 事業所一覧

湖北タウンホーム	社会福祉法人 滋賀県障害児協会	長浜市月ヶ瀬町525番地	0749-73-3910	0749-73-3920
湖北まこも	社会福祉法人湖北会	長浜市湖北町海老江1073	0749-79-1150	0749-79-1218

■ 自立訓練事業所（生活訓練）

名 称	法人名	所在地	電 話	FAX
デイセンター・おりーぶ	特定非営利活動法人 リハビリ・ウィメンズハウス・おりーぶ	大津市仰木の里一丁目5-13	077-526-6630	077-575-2767
茗荷塾ワークショップさかもと	社会福祉法人美輪湖の家大津	大津市坂本六丁目26-4	077-578-0147	077-578-0147
におのはますこら	社会福祉法人 大津におの浜障害者福祉協会	大津市におの浜四丁目2-33	077-511-2111	077-627-5515
セレンディップ	一般社団法人セレンディップ	大津市晴嵐一丁目8-1 晴嵐ビル2階	077-531-1786	—
福祉型専攻科こころベース	株式会社メンタル・パワー・サポート	大津市大萱一丁目5-28 クラブビル2階	077-511-9933	077-511-9950
くれおカレッジ	社会福祉法人共生シンフォニー	大津市大萱七丁目6-43 びわこ共生モール3階	077-543-3662	077-543-3662
滋賀県立むれやま荘	滋賀県	草津市笠山八丁目5-130	077-565-0294	077-565-0295

■ 自立訓練事業所（機能訓練）

名 称	法人名	所在地	電 話	FAX
ヘルス&フィットネス シェイクハンス	合同会社ふくろう	大津市坂本七丁目32-30 ロータスビル1階	077-579-2350	077-579-4010

■ 就労移行支援事業所

名 称	法人名	所在地	電 話	FAX
多機能型事業所ふうね	社会福祉法人おおつ福祉会	大津市和邇北浜555	077-594-8555	077-594-4200
美輪湖マノーナファーム	社会福祉法人美輪湖の家大津	大津市真野四丁目22-51	077-574-6234	077-574-6235
らくわ	社会福祉法人洛和福祉会	大津市横木二丁目5-5	077-510-0112	077-510-0206
Shake Hands	合同会社ふくろう	大津市浜大津三丁目10-3 ハイツ浜大津201号	077-511-9296	077-511-9111
Joblead大津	NPO法人江朋会	大津市春日町2-1 COCOLAS大津201	077-522-2707	077-522-2808
ウェルビー大津センター	ウェルビー株式会社	大津市中央三丁目2-1 セザール大津森田ビル2階	077-572-5195	077-572-5196
エール	合同会社C i e l	大津市晴嵐一丁目17-1 大八ビル201号室	077-548-6250	—
障害福祉サービス事業所 れもん会社	社会福祉法人湘南学園	大津市平津二丁目4-9	077-537-0046	077-537-0061
くれおカレッジ	社会福祉法人共生シンフォニー	大津市大萱七丁目6-43 びわこ共生モール3階	077-543-3662	077-543-3662

■ 就労継続支援事業所A型

名 称	法人名	所在地	電 話	FAX
資生園	資生園株式会社	大津市真野四丁目17-26	077-574-5562	077-574-5563
フォレスト石山	合同会社フォレスト	大津市晴嵐一丁目17-1 白井マンション1階101号	077-536-5458	077-536-5459
WAQUA	株式会社クオリード	大津市石山寺三丁目13-5	077-572-8841	077-572-8847
共生OFFICE	社会福祉法人共生シンフォニー	大津市大萱七丁目6-43 びわこ共生モール2階207号	077-543-1111	077-543-2651
がんばカンパニー	社会福祉法人共生シンフォニー	大津市大將軍二丁目31-5	077-543-2766	077-543-2651
はっぴいミール	社会福祉法人共生シンフォニー	大津市一里山二丁目8-29 一里山中央ビル1階	077-527-8753	077-527-8753

■ 就労継続支援事業所B型

名 称	法人名	所在地	電 話	FAX
就労支援事業所つばさ工房	一般社団法人つばさ	大津市和邇高城270-28	090-1075-3331	—
ぴあ☆らぼ	特定非営利活動法人 滋賀県精神障害者家族会連合会	大津市和邇今宿892番地の3	077-575-5648	077-575-5648
多機能型事業所ふうね	社会福祉法人おおつ福祉会	大津市和邇北浜555番	077-594-8555	077-594-4200
蓬菜の家共同作業所	特定非営利活動法人蓬菜の家	大津市南船路271-1	077-592-0185	077-592-0185
夢の木	特定非営利活動法人夢の木	大津市北比良1043-146	077-596-2782	077-596-2782
ウッディ伊香立	特定非営利活動法人 滋賀県社会就労事業振興センター	大津市伊香立向在地町187番地1	077-598-2067	077-598-2067
美輪湖マノーナファーム	社会福祉法人美輪湖の家大津	大津市真野四丁目22-51	077-574-6234	077-574-6235
就労継続支援B型事業所 グリーンツリー	株式会社ゼスト	大津市本堅田四丁目15-7 2階	077-572-6933	077-535-9020
障害者福祉サービス事業所 おおぎの里	社会福祉法人おおつ福祉会	大津市仰木の里東四丁目1-2	077-572-3366	077-572-3367
イロハニトイロ	合同会社なぎの木	大津市坂本一丁目18-45	090-8194-6734	—
みどり園	社会福祉法人和光会	大津市坂本四丁目8-50	077-579-3915	077-579-4468
茗荷塾ワークショップさかもと	社会福祉法人美輪湖の家大津	大津市坂本六丁目26-4	077-578-0147	077-578-0147
若鮎の家	特定非営利活動法人若鮎の家	大津市日吉台二丁目11-2	077-577-2455	077-577-3109
医療法人 藤樹会 ぎんいろ	医療法人藤樹会	大津市桜野町一丁目10-5	077-526-7703	077-526-7704
B型支援事業所カイコム	一般社団法人アウン	大津市桜野町一丁目1-6 2階	077-548-8803	077-548-8804
いしづみ	社会福祉法人いしづみ会	大津市錦織二丁目丁目9-28	077-510-5712	077-510-5713
しえん からさき	一般社団法人 滋賀県介護支援協会	大津市見世一丁目21-11	077-526-7299	077-526-7299
らくわ	社会福祉法人洛和福祉会	大津市横木二丁目5-5	077-510-0112	077-510-0206
はびねすファーム	株式会社 Gen&Happiness	大津市浜大津三丁目2-4	077-572-5762	077-572-5762
Shake Hands	合同会社ふくろう	大津市浜大津三丁目10-3 ハイツ浜大津201号	077-511-9296	077-511-9111
Joblead大津(TAC)	NPO法人江朋会	大津市春日町2番1号 COCOLAS大津201	077-522-2707	077-522-2808
あいびー大津	株式会社テルマック	大津市打出浜13-39	077-511-0707	077-511-0661
QUO.Z e z e	株式会社クオリード	大津市馬場二丁目12-61 3階	077-572-8841	077-572-8847
社会就労センターこだま	社会福祉法人おおつ福祉会	大津市馬場二丁目13-51	077-527-3789	077-527-4700
PON	合同会社のつとあろーん	大津市石場7-8	077-515-2244	077-515-4107
ワン・ツー・ヴィレッジ	株式会社Gen&Partners	大津市木下町9-23	077-535-4672	077-535-4672
ぽっとらっく	株式会社創美	大津市中庄一丁目18-1	077-548-7124	—
瑞穂	社会福祉法人美輪湖の家大津	大津市中庄二丁目2-11	077-525-9520	077-525-3290
花きりん	医療法人藤樹会	大津市湖城が丘28-23	077-575-8782	077-575-8784
クロスロード	特定非営利活動法人 LOVE and PEACE Pray	大津市秋葉台23-7	077-509-8208	077-509-8208
QUO.Ishiyama	株式会社クオリード	大津市松原町8-1 シャームゾン美園101号	077-572-8841	077-572-8847
Quocare	特定非営利活動法人LSH	大津市晴嵐一丁目3-21	077-535-5852	077-575-3553
エール	合同会社Ciel	大津市晴嵐一丁目17-1 大八ビル201号室	077-548-6250	077-548-6250
障害福祉サービス事業所れもん会社	社会福祉法人湘南学園	大津市平津二丁目4-9	077-537-0046	077-537-0061

12 事業所一覧

りんごの作業所	りんごの木株式会社	大津市大菅一丁目17-14 松政ビル3階	070-3547-3975	—
こ☆らぼ	特定非営利活動法人 滋賀県精神障害者家族会連合会	大津市大菅一丁目13-4 深田ビル1階101号室	077-535-9200	077-535-9199
夢創舎	社会福祉法人共生シンフォニー	大津市大將軍二丁目33-6	077-544-6692	077-544-6695
ほわいとクラブ	社会福祉法人共生シンフォニー	大津市一里山一丁目8-29 一里山中央ビル5階	077-547-6391	077-547-6392
アイテール	株式会社クラウドナイン	大津市一里山四丁目25-15	077-511-9452	077-511-9453
咲くら	社会福祉法人めびき福祉会	大津市一里山五丁目20-32	077-544-5400	077-544-5442

■ 就労定着支援事業所

名 称	法人名	所在地	電 話	FAX
美輪湖マノナファーム	社会福祉法人美輪湖の家大津	大津市真野四丁目22-51	077-574-6234	077-574-6235
就労定着支援事業所ウェルビー 大津センター	ウェルビー株式会社	大津市中央3丁目2-1 セザール大津森田ビル2階	077-572-5195	077-572-5196
らくわ	社会福祉法人洛和福祉会	大津市横木二丁目5-5	077-510-0112	077-510-0206
就労定着支援事業所エール	合同会社C i e l	大津市晴嵐一丁目17-1 大八ビル201号	077-548-6250	077-548-6250
くれおカレッジ	社会福祉法人共生シンフォニー	大津市大菅七丁目6-43 びわこ共生モール3階	077-543-3662	077-543-3664

■ 生活介護事業所・共生型生活介護事業所

名 称	法人名	所在地	電 話	FAX
社会就労センターあおぞら	社会福祉法人おおつ福祉会	大津市湖青一丁目1-2	077-594-8411	077-594-8412
生活介護事業所エミエル和邇	令和ライフアソシエ株式会社	大津和邇高城22-4 藤野食肉ビル1F	077-536-6013	077-536-6014
和邇の里	社会福祉法人美輪湖の家大津	大津市和邇今宿815-1	077-535-9030	077-535-9041
デイセンター楓	社会福祉法人しが夢翔会	大津市和邇北浜68-2	077-572-9307	077-572-9308
住倉大津作業所	社会福祉法人三穂の園	大津市小野296	077-594-3355	077-594-3377
「伊香立の杜」木輝	社会福祉法人おおつ福祉会	大津市山百合の丘1-1	077-598-8001	077-598-8021
ケアサポートトリブ生活介護	有限会社ケアサポートトリブ	大津市仰木の里東一丁目15-20	077-573-9508	077-573-2992
障害者福祉サービス事業所 おおぎの里	社会福祉法人おおつ福祉会	大津市仰木の里東四丁目1-2	077-572-3366	077-572-3367
IL Garden	特定非営利活動法人 IL逢坂福祉会	大津市坂本一丁目3-7	077-574-7590	077-574-7591
デイセンターすみれ	社会福祉法人しが夢翔会	大津市坂本五丁目17-25	077-577-3656	077-577-3657
唐崎やよい作業所	社会福祉法人おおつ福祉会	大津市弥生町15-10	077-579-5950	077-579-8952
生活介護ユイネス	特定非営利活動法人未来	大津市見世一丁目21-35	077-527-9500	077-527-9500
くるみの森 唐崎	株式会社グリーンプラス	大津市際川三丁目19-2	077-526-7689	077-526-7847
療養通所 always	合同会社B r i d g e	大津市追分町16-21	077-572-8093	077-572-8094
重心特化 多機能型事業所 OASIS	一般社団法人OASIS	大津市島の関7-13-104号 レジデンス琵琶	077-526-8830	077-526-8825
さくらはうす	大津市	大津市馬場二丁目13-50	077-527-0495	077-527-0348
瑞穂	社会福祉法人美輪湖の家大津	大津市中庄二丁目2-11	077-525-9520	077-525-3290
愛育苑	社会福祉法人美輪湖の家大津	大津市北大路三丁目24-12	077-572-7787	077-572-7782
ステップ広場ガル	社会福祉法人しが夢翔会	大津市石山千町270-3	077-534-4477	077-534-4479
ほかほか	社会福祉法人ノエル福祉会	大津市石山千町281-1	077-537-8550	077-537-8553

生活介護事業所ラベンダー	社会福祉法人近江笑生会	大津市上田上平野町1075-2	077-548-6970	077-548-6971
いちばん星桐生	社会福祉法人しが夢翔会	大津市桐生二丁目13-5	077-549-0585	077-549-0585
生活介護事業所office-cosiki	特定非営利活動法人 BRAH=art.	大津市瀬田二丁目1-4	077-535-1090	077-535-1090
ノエルしごとの家	社会福祉法人ノエル福祉会	大津市三大寺1-8	077-545-4121	077-543-9194
りんごの作業所	りんごの木株式会社	大津市大萱一丁目17-14 松政ビル3階	070-3547-3975	—
生活介護すまいる	スマイルケア株式会社	大津市大萱四丁目3-7	077-545-3688	077-545-3688
まちかどプロジェクト	社会福祉法人共生シンフォニー	大津市大萱五丁目6-8	077-543-2844	077-543-2767
ふぁんテンポ	社会福祉法人共生シンフォニー	大津市大萱七丁目6-43 びわこ共生モール1階	077-543-1111	077-543-2651
夢創舎	社会福祉法人共生シンフォニー	大津市大將軍二丁目33-6	077-544-6692	077-544-6695
がんばカンパニー	社会福祉法人共生シンフォニー	大津市大將軍二丁目31-5	077-543-2766	077-543-2651

■ 自立生活援助事業所

名 称	法人名	所在地	電 話	FAX
医療法人藤樹会 自立生活援助事業所 オアシスの郷	医療法人藤樹会	大津市桜野町一丁目10-5	077-510-5725	077-510-5726

■ 短期入所事業所・共生型短期入所事業所

名 称	法人名	所在地	電 話	FAX
ショートステイひまわり	オールスマイル株式会社	大津市八屋戸696	077-525-5775	—
短期入所住倉大津	社会福祉法人三穂の園	大津市小野295	077-594-3355	077-594-3355
真野しょうぶ苑ショートステイ	社会福祉法人 志賀福祉会	大津市真野四丁目2-1	077-573-1155	077-573-5577
伊香立の杜ショートステイ	社会福祉法人おおつ福祉会	大津市山百合の丘1-3	077-598-8066	077-598-8037
Stars大津今堅田 短期入所	株式会社Stars	大津市今堅田二丁目32-18	050-5482-0417	050-3164-6333
グループホームRASIEL南志賀（短期入所）	株式会社ラシエル	大津市南志賀三丁目20-30	077-523-7753	077-523-7754
ショートステイむくの木	社会福祉法人おおつ福祉会	大津市杉浦町10-32	077-537-0646	077-537-0675
短期入所 らぼーる秋葉台	株式会社レグザーク	大津市秋葉台36-29	077-599-4549	077-599-4549
ステップ広場ガル	社会福祉法人しが夢翔会	大津市石山千町270-3	077-534-4889	077-534-4488
G-square凛 短期入所	社会福祉法人しが夢翔会	大津市石山千町256-1	077-534-4477	077-534-4479
ショートステイるみえ	オールスマイル株式会社	大津市大萱四丁目3-7	077-548-6555	077-548-6555
なかまホテル	社会福祉法人共生シンフォニー	大津市大萱七丁目6-43 びわこ共生モール	077-543-1111	077-548-8783
介護老人保健施設 レーク・ホロニー	医療法人華頂会	大津市大萱七丁目7-3	077-545-2555	077-545-2610
ぽのハウス短期入所	社会福祉法人 滋賀県障害児協会	大津市月輪四丁目17-17	077-548-7058	077-548-7068

■ グループホーム（共同生活援助）

名 称	法人名	所在地	電 話	FAX
グループホーム和楽	資生園株式会社	大津市和邇今宿816-1	077-574-5562	077-574-5563
今宿ホーム	社会福祉法人おおつ福祉会	大津市和邇今宿334-2	077-594-5881	—
グループホーム ひまわり	オールスマイル株式会社	大津市八屋戸696	077-525-5775	—
ステップハウス・おりーぶ・志賀	特定非営利活動法人リハビリ・ウィメンズハウス・おりーぶ	大津市木戸156-13	077-535-0313	077-575-2767
鎮守の郷	特定非営利活動法人夢の木	大津市北比良957-23	077-596-0084	—
ステップハウス・おりーぶ・近江舞子	特定非営利活動法人リハビリ・ウィメンズハウス・おりーぶ	大津市南小松1594-357	077-535-0313	077-575-2767
夢の木苑	特定非営利活動法人夢の木	大津市南小松119-1	077-596-0858	—
maison de Reve 1	特定非営利活動法人夢の木	大津市南小松93-2	077-596-1144	—
maison de Reve 2	特定非営利活動法人夢の木	大津市南小松93-2	077-596-1144	—
伊香立の杜ケアホーム1	社会福祉法人おおつ福祉会	大津市山百合の丘1-2	077-598-8055	—
伊香立の杜ケアホーム2	社会福祉法人おおつ福祉会	大津市山百合の丘1-2	077-598-8055	—
伊香立の杜ケアホーム3	社会福祉法人おおつ福祉会	大津市山百合の丘1-2	077-598-8055	—
伊香立の杜ケアホーム4	社会福祉法人おおつ福祉会	大津市山百合の丘1-2	077-598-8055	—
山百合ホーム	社会福祉法人おおつ福祉会	大津市山百合の丘23-13	077-598-8055	—
グループホーム住倉大津	社会福祉法人三穂の園	大津市小野295	077-594-8888	077-594-3355
ステップハウス・おりーぶ・真野	特定非営利活動法人リハビリ・ウィメンズハウス・おりーぶ	大津市陽明町22-27	077-535-0313	077-575-2767
Stars大津今堅田	株式会社Stars	大津市今堅田二丁目32-18	050-5482-0417	050-3164-6333
ゼストハウス堅田	株式会社ゼストヒューマンケア	大津市本堅田五丁目15-26	077-535-9021	077-535-9020
グループホーム あすくる	有限会社明日香	大津市堅田一丁目7-35	077-573-8355	—
ステップハウス・おりーぶ・仰木の里	特定非営利活動法人リハビリ・ウィメンズハウス・おりーぶ	大津市仰木の里六丁目2-9	077-535-0313	077-575-2767
めだか	一般社団法人創祐会	大津市衣川二丁目21-1	077-532-7829	—
ゼストハウスおごと	株式会社ゼストヒューマンケア	大津市雄琴五丁目14-16	077-535-9021	077-535-9020
BASE CAMP#00	Camp Fire株式会社	大津市苗鹿二丁目24-18	077-507-3595	077-507-3595
苗鹿荘	社会福祉法人おおつ福祉会	大津市苗鹿二丁目28-28	077-578-0834	—
ピースホームレイクヴィラ	株式会社ピースホーム	大津市木の岡町26-7	077-536-5628	—
ユメココロ日吉台	株式会社ユメココロ	大津市日吉台三丁目17-10	077-515-4534	—
ゼストハウス穴太	株式会社ゼストヒューマンケア	大津市坂本一丁目15-33	077-535-9021	077-535-9020
グループホームみなも	医療法人明和会	大津市坂本四丁目10-38	077-578-2023	077-579-5487
みなも2	医療法人明和会	大津市坂本四丁目10-38	077-578-2024	077-579-5488
グリーンハウス	社会福祉法人和光会	大津市坂本四丁目9-6・7	077-578-7136	—
ピースホーム比叡山坂本	株式会社ピースホーム	大津市坂本四丁目1-32	077-536-5436	—
大空ホーム	社会福祉法人美輪湖の家大津	大津市坂本六丁目16-6	077-579-3767	077-579-3767
ユメココロ坂本	株式会社ユメココロ	大津市坂本六丁目14-24	077-507-0085	077-507-0085
ゼストハウス坂本	株式会社ゼストヒューマンケア	大津市坂本七丁目3-30	077-535-9021	077-535-9020
坂本ホーム	社会福祉法人おおつ福祉会	大津市坂本七丁目27-15	077-579-5620	—

12 事業所一覧

つむぎの家	社会福祉法人おおつ福祉会	大津市坂本七丁目27-15	077-579-5620	—
下阪本さつきホーム	社会福祉法人おおつ福祉会	大津市下阪本二丁目17-10	077-578-4038	—
ピースホーム下阪本	株式会社ピースホーム	大津市下阪本四丁目8-29	075-600-2867	—
わおん E Sol 1 番館	株式会社和来堂	大津市下阪本六丁目21-30	077-579-4577	077-579-4578
わおん E Sol 2 番館	株式会社和来堂	大津市滋賀里一丁目28-22	077-579-4577	077-579-4578
グリッティーニ1	医療法人藤樹会	大津市滋賀里一丁目18-6	077-522-5426	—
グリッティーニ2	医療法人藤樹会	大津市滋賀里一丁目18-6	077-522-5426	—
グリッティーニ3	医療法人藤樹会	大津市滋賀里一丁目18-3	077-522-5426	—
グリッティーニ4	医療法人藤樹会	大津市滋賀里一丁目19-19	077-522-5426	—
グループホームRASIEL南志賀	株式会社ラシエル	大津市南志賀三丁目20-30 2階	077-523-7753	077-523-7754
青山寮	特定非営利活動法人未来	大津市見世一丁目21-35	077-548-6700	077-548-6700
グループホーム ムティ	一般社団法人ぼりリズム	大津市三井寺町5-15	077-526-5662	077-526-5662
らぼーる長等	株式会社レグザーク	大津市長等三丁目6-16	077-574-7669	077-574-7669
らぼーる梅林	株式会社レグザーク	大津市梅林一丁目4-12	077-548-6992	077-548-6992
やすら樹の森 逢坂	株式会社近畿予防医学研究所	大津市逢坂一丁目6-7	077-522-7699 (法人本社)	077-522-8758 (法人本社)
グループホームぜぜ	社会福祉法人ノエル福祉会	大津市膳所一丁目24-11	077-527-2000	—
グループホームびわこダルク	特定非営利活動法人びわこダルク	大津市丸の内町8-9	077-521-2944	—
粟津ホーム	社会福祉法人おおつ福祉会	大津市杉浦町10-32	077-537-0704	—
らぼーる秋葉台	株式会社レグザーク	大津市秋葉台36-29	077-599-4549	077-599-4549
瑞穂ホーム	社会福祉法人 美輪湖の家大津	大津市若葉台29-23	077-537-8701	077-537-8701
エンゼル会	manekineko合同会社	大津市国分一丁目36-20	077-576-9331	—
グループホームわかば	社会福祉法人ノエル福祉会	大津市北大路三丁目8-8	077-537-3120	077-537-3120
さくらんぼ	社会福祉法人しが夢翔会	大津市赤尾町4-22	077-533-3222	077-533-3222
えがお	社会福祉法人しが夢翔会	大津市石山千町一丁目7-18	077-537-8158	—
スマイル	社会福祉法人しが夢翔会	大津市野郷原一丁目7-1 CUREZZA瀬田西	077-545-6977	—
第二スマイル	社会福祉法人しが夢翔会	大津市大平二丁目30-21	077-534-6988	077-534-6988
大地ホーム	社会福祉法人美輪湖の家大津	大津市大平二丁目1-19	077-532-7211	077-532-7211
グループホームすすか	社会福祉法人ノエル福祉会	大津市石山寺四丁目7-10	077-533-0519	—
グループホームはるか	社会福祉法人ノエル福祉会	大津市石山寺四丁目4-8	077-537-8877	—
ゆりかもめ	社会福祉法人しが夢翔会	大津市千町一丁目4-25	077-537-9781	—
G-square凜	社会福祉法人しが夢翔会	大津市石山千町256-1	077-534-4477	077-534-4479
グループホームにじいろ	社会福祉法人ノエル福祉会	大津市大石龍門一丁目8-1	077-536-5085	077-536-5085
ケアホームともる	社会福祉法人びわこ学園	大津市松が丘七丁目15-5	077-507-2373	077-507-2373
らぼーる大江	株式会社レグザーク	大津市大江四丁目13-8	077-548-2992	077-584-2992
りんご3号店	りんごの木株式会社	大津市大江四丁目7-4	070-3547-3975	—
りんご2号店	りんごの木株式会社	大津市大江六丁目44-12	070-3547-3975	—

12 事業所一覧

やすら樹の森	株式会社近畿予防医学研究所	大津市大萱二丁目19-28	077-522-7699 (法人本社)	077-522-8758 (法人本社)
レ・セーナ	株式会社近畿予防医学研究所	大津市大萱二丁目5-21 シャル ムKSKⅡ 112号、113号	077-522-7699 (法人本社)	077-522-8758 (法人本社)
レ・セーナ1	株式会社近畿予防医学研究所	大津市大萱二丁目5-20 シャル ムKSKⅠ 103号、201号	077-522-7699 (法人本社)	077-522-8758 (法人本社)
グループホームるみえ	オールスマイル株式会社	大津市大萱四丁目3-7	077-579-5622	077-579-5622
ぶれりゅーど	社会福祉法人しが夢翔会	大津市大將軍一丁目15-6	077-534-4477 (社会福祉法人)	—
ぱうぜ	社会福祉法人しが夢翔会	大津市大將軍一丁目15-4	077-534-4477 (社会福祉法人)	—
はびねす瀬田	株式会社MYR	大津市一里山一丁目15-15 第24長栄アビタシオン102	077-572-8208	077-572-8208
らぼーる瀬田	株式会社レグザーク	大津市一里山一丁目9-18 202 号・203号・205号・206号	077-548-6992	077-548-6992
ぼのハウス	社会福祉法人滋賀県障害児協 会	大津市月輪四丁目17-17	077-548-7058	077-548-7068
りんご	りんごの木株式会社	大津市月輪五丁目32-12	077-535-5591	077-535-5591

■ 児童発達支援事業所

名 称	法人名	所在地	電 話	FAX
(北部こども療育センター内) わくわく教室	大津市	大津市和邇中176-1	077-594-8415	077-594-8416
そら	一般社団法人 ライフサポートえんじえるす	大津市荒川718-2	077-576-0945	077-576-0945
レインスマイルキッズ	一般社団法人RainSmile	大津市衣川一丁目30-1	077-572-5166	077-572-5167
放課後等デイサービス ウィズ・ユ-大津堅田	NEXT合同会社	大津市衣川一丁目24-18	077-575-9803	077-576-7908
タカラムノキッズCOCO/ハウス	株式会社Radiant Glow	大津市下阪本一丁目28-9	077-535-8681	077-535-8681
ハニカムkids	株式会社ハニカムワークス	大津市蓮池町13-13	070-4226-1223	077-502-0408
放課後等デイサービス・児童発達 支援 KAOKAO	株式会社 太栄	大津市長等二丁目1-10 朝日プラザ浜大津103号	077-599-4406	077-599-4409
らく相談室まなえだ	株式会社 フライト	大津市梅林一丁目3-13 リンカーンビル2階	077-524-0717	077-526-5605
療養通所always	合同会社Bridge	大津市追分町16-21	077-572-8093	077-572-8094
(やまびここども療育センター内) やまびこ園	大津市	大津市馬場二丁目13-50	077-527-0467	077-527-0293
放課後等デイサービス ウィズ・ユ-大津別保	株式会社NEXT STAGE	大津市別保二丁目7-20 アジェンダ2階	077-574-7527	077-574-7528
放課後等デイサービス ハイタッチ	株式会社 ピースラボ	大津市富士見台54-40	077-576-9517	077-576-9393
どうぶつの森 キルト	一般社団法人spring quilt	大津市大石富川二丁目5-3	090-9049-4477	077-548-6738
放課後等デイサービス ポポロ	株式会社メビウス	大津市稲津一丁目5-27	077-507-5573	077-507-5573
あおい湖のこどもサポートルーム 一里山教室	医療法人杏華会	大津市一里山一丁目1-1 グランドール式番館110号室	077-526-5288	077-526-5281
ライフステップ2号館	株式会社ライフステップ	大津市大萱一丁目17-20 松田ビル202号	077-526-6691	077-526-6691
(東部こども療育センター内) のびのび教室	大津市	大津市萱野浦1-11	077-547-3535	077-544-1415

■ 放課後等デイサービス事業所・共生型放課後等デイサービス事業所

名 称	法人名	所在地	電 話	FAX
そら	一般社団法人 ライフサポートえんじえるず	大津市荒川718-2	077-576-0945	077-576-0945
ぷっぷ	株式会社 ヘルパーステーションみのり	大津市湖青一丁目7-4	077-572-5515	077-572-5515
放課後等デイサービス・キララ	有限会社明日香	大津市真野一丁目10-24 西口ビル1階	077-573-8248	077-573-8250
放課後等デイサービス フレンズ真野	一般社団法人スマイルコム	大津市真野六丁目6-23	077-574-7713	077-502-2234
放課後等デイサービス さーくる	株式会社マルタヤファーム	大津市本堅田三丁目17-5	077-574-6120	077-574-6121
放課後等デイサービス フレンズ	一般社団法人スマイルコム	大津市本堅田五丁目8-10	077-571-6446	077-571-6117
このこのガーデン	株式会社一咲	大津市本堅田五丁目16-12 コマザワビル201号	077-573-5495	077-573-5496
放課後等デイサービス・みくる	有限会社明日香	大津市堅田一丁目7-15	077-572-1170	077-572-1171
レインスマイルキッズ	一般社団法人RainSmile	大津市衣川一丁目30-1	077-572-5166	077-572-5167
放課後等デイサービス ウィズ・ユ-大津堅田	NEXT合同会社	大津市衣川一丁目24-18	077-575-9803	077-576-7908
ふあふああむ	一般社団法人りぶらふ	大津市衣川二丁目32-21	077-599-4515	077-599-4514
るびなす	一般社団法人オールヒューマ ン	大津市衣川三丁目6-28	077-548-7212	077-548-7212
らびっときっず	有限会社ケアサポートリブ	大津市仰木の里東一丁目15- 20	077-573-9508	077-573-2992
まる さんかく しかく	株式会社ミラリアス	大津市比叡辻二丁目18-17	077-578-2882	077-578-2882
放課後等デイサービス 風和々	株式会社グランデグランデ	大津市坂本六丁目16-58	077-577-1001	077-577-1001
ミライク 坂本教室	株式会社GIFTer	大津市坂本七丁目30-3	077-572-5163	077-572-5172
タカラモノキッズCOCOハウス	株式会社Radiant Glow	大津市下阪本一丁目28-9	077-535-8681	077-535-8681
柊一月希ーひいらぎのつき	一般社団法人Le Houx	大津市下阪本四丁目21-4	077-535-9226	077-535-9227
はな	特定非営利活動法人ゆいゆい	大津市唐崎一丁目34-1	077-577-1869	077-577-1870
柊花ーひいらぎのはなー	一般社団法人Le Houx	大津市蓮池町10-3	077-525-1313	077-525-1314
ハニカムkids	株式会社ハニカムワークス	大津市蓮池町13-13	070-4226-1223	077-502-0408
ミライク 大津唐崎教室	株式会社GIFTer	大津市あかね町13-12	077-572-6814	077-572-6815
放課後等デイサービス シーステップ	株式会社 Sprint Career Design	滋賀県大津市桜野町一丁目 15-27 2階	077-524-2225	077-524-2226
こばんはうすさくら UN工房	Step S.P.F株式会社	大津市桜野町二丁目10-32	077-509-8162	077-509-8162
こばんはうすさくら 大津京教室	Step S.P.F株式会社	大津市柳が崎9-17 ルジェンテ大津101号	077-526-9550	077-526-9550
放課後等デイサービス それいゆ	株式会社JK	大津市御陵町1-50	077-526-5633	077-526-5635
放課後等デイサービス・ 児童発達支援 KAOKAO	株式会社太栄	大津市長等二丁目1-10 朝日プラザ浜大津103	077-599-4406	077-599-4409
放課後等デイサービス それいゆ京町	株式会社JK	大津市京町三丁目3-16-101 号	077-526-7640	077-526-7641
らく相談室まなえだ	株式会社ブライト	大津市梅林一丁目3-13 リ ンカーンビル2階	077-524-0717	077-526-5605
ククル	特定非営利活動法人ゆいゆい	大津市逢坂一丁目14-14	077-521-8189	077-521-8190
療養通所always	合同会社Bridge	大津市追分町16-21	077-572-8093	077-572-8094
重心特化型放課後等デイサービス OASIS	一般社団法人OASIS	大津市島の関7-13-104号 レジデンス琵琶	077-548-7588	077-548-7588
放課後等デイサービス ウィズ・ユ-大津別保	株式会社NEXT STAGE	大津市別保二丁目7-20 ア シェンダ2階	077-574-7527	077-574-7528
あそびばJam	合同会社Jam	大津市本丸町2番13号	077-572-9198	077-572-9532

12 事業所一覧

放課後等デイサービス ハイタッチ	株式会社ピースラボ	大津市富士見台54-40	077-576-9517	077-576-9393
成基の療育教室 ゴルフフリーB5	株式会社成基	大津市栗津町15-20 2階	077-531-2550	—
なないろ	株式会社 わくわく共育ステーション	大津市大平二丁目4-30	077-509-9077	077-502-2533
World of Wing	合同会社World of Wing	大津市石山寺四丁目20-10	077-531-0283	077-531-0282
放課後等デイサービスセンター ころね くろづ	株式会社blink	大津市黒津二丁目13-8	077-576-3599	077-576-3598
さくら南郷の家	有限会社さくらケアセンター	大津市南郷五丁目3-17	077-532-3300	077-535-8228
小桜の里	医療法人白桜会 小金沢歯科診療所	大津市大石東四丁目5-6	077-546-0900	077-546-5890
アトリエパンダ 放課後等デイサービス	株式会社アトリエパンダ	大津市大石東六丁目7-45	090-9619-4814	—
どうぶつの森 キルト	一般社団法人spring quilt	大津市大石富川二丁目5-3	090-9049-4477	077-548-6738
放課後等デイサービス ポポロ	株式会社メビウス	大津市稲津一丁目5-27	077-507-5573	077-507-5573
放課後等デイサービスゆづる	特定非営利活動法人結づ	大津市稲津二丁目3-30	077-546-8110	077-546-6934
放課後等デイサービス ゆにこ瀬田	Y&C株式会社	大津市瀬田三丁目16-4	077-572-5436	077-572-5437
放課後等デイサービスゆにこ	Y&C株式会社	大津市神領三丁目11-6	077-544-3100	077-544-3101
放課後等デイサービス ぐっどたいむ	株式会社グッドライフ	大津市大江三丁目11-18	077-548-8824	077-548-8825
放課後等デイサービス ぐっどらいふ	株式会社グッドライフ	大津市大江三丁目11-17	077-543-6288	077-572-6233
あすなろMAX	一般社団法人慶和会	大津市一里山四丁目25-11	077-574-7107	077-574-7107
放課後等デイサービス あろはー里山	特定非営利活動法人L SH	大津市一里山四丁目27-35	077-548-7490	077-548-7498
あすなろクラブ	一般社団法人慶和会	大津市一里山五丁目19-6	077-575-2656	077-575-2656
ライフステップ2号館	株式会社ライフステップ	大津市大萱一丁目17-20 松田ビル202号	077-526-6691	077-526-6691

■ 保育所等訪問支援

名 称	法人名	所在地	電 話	FAX
(北部こども療育センター内) わくわく教室	大津市	大津市和邇中176-1	077-594-8415	077-594-8416
らく相談室まなえだ	株式会社ブライト	大津市梅林一丁目3-13 リンカーンビル2階	077-524-0717	077-526-5605
(やまびここども療育センター内) やまびこ園	大津市	大津市馬場二丁目13-50	077-527-0467	077-527-0293
放課後等デイサービスゆにこ	Y&C株式会社	大津市神領三丁目11-6	077-544-3100	077-544-3101
(東部こども療育センター内) のびのび教室	大津市	大津市萱野浦1-11	077-547-3535	077-544-1415

■ 居宅訪問型児童発達支援

名 称	法人名	所在地	電 話	FAX
(北部こども療育センター内) わくわく教室	大津市	大津市和邇中176-1	077-594-8415	077-594-8416
(やまびここども療育センター内) やまびこ園	大津市	大津市馬場二丁目13-50	077-527-0467	077-527-0293

■ 福祉型障害児入所施設

名 称	法人名	所在地	電 話	FAX
滋賀県立近江学園	滋賀県	湖南市東寺四丁目1-1	0748-77-2811	0748-77-3630
滋賀県立信楽学園	滋賀県	甲賀市信楽町神山470	0748-82-0051	0748-82-0050

■ 医療型障害児入所施設・療養介護事業所

名 称	法人名	所在地	電 話	FAX
びわこ学園医療福祉センター草津	社会福祉法人びわこ学園	草津市笠山八丁目3-113	077-566-0701	077-566-0308
びわこ学園医療福祉センター野洲	社会福祉法人びわこ学園	野洲市北桜978-2	077-587-1144	077-587-4211

■ 指定発達支援医療機関

名 称	法人名	所在地	電 話	FAX
紫香楽病院	独立行政法人国立病院機構	甲賀市信楽町牧997	0748-83-0101	0748-83-1262

■ 地域活動支援センター

名 称	法人名	所在地	電 話	FAX
オアシスの郷	医療法人藤樹会	大津市桜野町一丁目10-5	077-510-5725	077-510-5726

■ 滋賀型地域活動支援センター

名 称	法人名	所在地	電 話	FAX
びわこダルク	特定非営利活動法人 びわこダルク	大津市丸の内町8-9	077-521-2944	077-521-2977
青少年支援ハウス 輝	特定非営利活動法人 かがやき	甲賀市土山町北土山964-1	0748-60-1169	-

■ 社会的事業所

名 称	設置主体	所在地	電 話	FAX
印刷工房ルーツ	企業組合ねっこの輪	大津市中央四丁目5-33 SKビル1-A	077-510-5628	077-518-6868
掃除屋ブリ	企業組合ねっこの輪	大津市京町三丁目5-12 森田ビル1階	077-522-5196	077-522-1682
くらしの宝島	湖南「障害者」就労事業団	大津市北大路一丁目11-24	077-534-7344	077-534-7391
ねっこ共働作業所	企業組合ねっこの輪	大津市石居一丁目10-13	077-546-2420	077-546-3661

索引

あ

青い鳥郵便葉書の無償配付	47
あんしん長寿相談所	56
育成医療	3
移動支援事業	19
医療費	3
NHK受信料の減免	37
おおつ基幹相談ネット	59
大津市ごみ出し支援戸別収集サービス	48
大津市障害者自立支援協議会	59
おおつ手話サービス	46
おおつ働き・暮らし応援センター	55
おおつほっとネット事業	60

か

介護保険	20
介護マーク	48
家事援助	10
ガソリン券	39
関係施設・団体等	53
議場傍聴席の聴覚障害者用傍聴支援モニター	45
居宅介護	10
緊急通報システムの設置	46
緊急通報（119番・110番）	47
グループホーム（共同生活援助）	13
計画相談支援	14
京阪電鉄の割引	40
後期高齢者医療制度	4
公共駐車場の料金割引	42
更生医療	3
行動援護	11
声（音声版）の広報おおつ、 おおつ市議会だより	45
国民健康保険料の減免	36

こども発達相談センター	54
-------------	----

さ

JR旅客運賃の割引	40
滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度	43
施設入所支援	13
施設入浴サービス	18
自動車運転免許取得費用の助成	29
自動車改造費用の助成	28
自動車税、軽自動車税の減免	35
児童発達支援	15
児童扶養手当	33
社会的事業所	76
住宅改造費用の助成	28
重度障害者大学等修学支援事業	18
重度訪問介護	11
就労移行支援	12
就労継続支援A型	12
就労継続支援B型	12
就労定着支援	13
手話通訳の派遣事業	18
障害基礎年金	33
障害厚生年金	34
障害支援区分の認定	10
障害児相談支援	14
障害児通所支援給付サービス	15
障害児福祉手当	31
障害者虐待防止センター	55
障害者スポーツ	49
障害者福祉センター	55
小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付	27
ショートステイ（短期入所）	11
自立訓練	11
自立支援医療	3
自立生活援助	14
心身障害者扶養共済制度	34
身体介護	10
身体障害者デイサービス事業	45

身体障害者手帳・・・・・・・・・・	1
生活介護・・・・・・・・・・	11
税金の控除・・・・・・・・・・	36
精神障害者保健福祉手帳・・・・・・・・・・	2
精神通院医療・・・・・・・・・・	4
成年後見制度・・・・・・・・・・	46
相談員一覧・・・・・・・・・・	64
相談支援事業・・・・・・・・・・	17
相談支援事業所・・・・・・・・・・	9
相談窓口・・・・・・・・・・	61

た

代筆・代読支援員派遣事業・・・・・・・・・・	18
対面朗読サービス・・・・・・・・・・	44
タクシー券・・・・・・・・・・	39
タクシー料金割引・・・・・・・・・・	39
地域アドボケーター・・・・・・・・・・	63
地域移行支援・・・・・・・・・・	14
地域活動支援センター・・・・・・・・・・	19
地域相談支援・・・・・・・・・・	14
地域定着支援・・・・・・・・・・	14
駐車禁止除外指定車標章の交付・・・・・・・・・・	43
聴覚障害者相談員設置事業・・・・・・・・・・	45
通院等介助・・・・・・・・・・	10
デマンド型乗合タクシーの割引・・・・・・・・・・	40
点字新聞購読料の助成・・・・・・・・・・	29
点字版広報おおつ・・・・・・・・・・	45
同行援護・・・・・・・・・・	11
東部こども療育センター・・・・・・・・・・	54
特別児童扶養手当・・・・・・・・・・	29
特別障害者手当・・・・・・・・・・	32
図書館資料の郵送貸出サービス・・・・・・・・・・	44
図書館の電子図書・オーディオブック・・・・・・・・・・	44

な

難病等の方へのサービス・・・・・・・・・・	20
日常生活用具・・・・・・・・・・	22
日中一時支援事業・・・・・・・・・・	19

入院時意思疎通支援員派遣事業・・・・・・・・・・	18
NET119緊急通報システム・・・・・・・・・・	47

は

バス運賃の割引・・・・・・・・・・	39
発達障害者相談支援センターかほん・・・・・・・・・・	54
比叡山鉄道の割引・・・・・・・・・・	40
ヘルプマーク・・・・・・・・・・	48
保育所等訪問支援・・・・・・・・・・	15
放課後等デイサービス・・・・・・・・・・	15
訪問入浴サービス・・・・・・・・・・	17
北部こども療育センター・・・・・・・・・・	54
補装具・・・・・・・・・・	21

ま

マルチメディアデジター図書・・・・・・・・・・	44
ミライロID・・・・・・・・・・	47
民生委員・児童委員・・・・・・・・・・	55
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業・・・・・・・・・・	18

や

やまびこ総合支援センター・・・・・・・・・・	53
有料道路通行料金の割引・・・・・・・・・・	41
要約筆記の派遣事業・・・・・・・・・・	18

ら

療育手帳・・・・・・・・・・	1
療養介護・・・・・・・・・・	13

大津市手話言語条例をご存知ですか

条例の趣旨

この条例では「手話が言語」であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、市の責務、市民・事業者の役割を明らかにし、市が実施する施策の基本的事項を定めており、全ての市民が共に生きる地域社会を実現することを目的としています。



基本理念

- ・手話が言語であること
- ・ろう者が手話による意思疎通を図る権利を有すること
- ・ろう者の人格と個性を尊重すること

市の責務

- ・手話の普及に努めます
- ・ろう者が日常生活と社会生活を円滑に営むことができるよう、手話に関する施策を総合的・計画的に推進します

YouTube 動画公開中!
条例のPRと解説の動画を公開しています



市民・事業者の役割 (第5・6条)

- ・基本理念に対する理解を深める
- ・手話に関する市の施策に協力する
- ・ろう者が利用しやすいサービスを提供する
- ・働きやすい環境整備に努める

施策の推進 (第7条)

- ・手話で情報取得する機会拡大に関する施策
- ・手話通訳者の養成、手話による意思疎通の支援に関する施策
- ・手話を学ぶ機会の提供に関する施策

NET119緊急通報システムを導入しました

音声通話による119通報が難しい方のための

NET119 緊急通報システム

無料
※通信料は別途かかります

NET119緊急通報システムは、聴覚や発話の障がいのため、音声による119番通報が難しい方のためのシステムです。



NET119はスマートフォンや携帯電話を利用して、自宅だけではなく外出先からも119番通報することができます。また、自分の位置情報を消防に伝えることができます。

聴覚障がい等のある方が119番通報することができるサービスが更にあります

「FAX119番」
ご家庭などのFAXから119番通報ができます

「eメール119番」
携帯電話やスマートフォン、ご家庭のパソコンなどのメール機能を利用し119番通報ができます

サービスの利用については

大津市内に居住する聴覚障がい等のある方で、原則として障害者手帳の交付を受けている方が対象です

お問い合わせ先

大津市消防局 通信指令課 TEL. 077-522-0119 FAX. 077-522-4657



大津市防災ナビ



無料
アプリ

大津市防災アプリ「大津市防災ナビ」を公開いたしました。
無料で配信しておりますので、是非とも、ダウンロードしてお使いください。



防災情報を
プッシュ通知で
お知らせ



■ 主な機能

- ◎現在地周辺の指定避難所、指定緊急避難場所、AED設置箇所を自動表示
- ◎現在地から上記場所までの誘導
- ◎充実したハザードマップ表示
- ◎ARカメラ機能と避難コンパス
- ◎安否登録と安否確認
- ◎一部の機能は災害時に電波が通じないオフライン状況でも使用が可能です
また、大津市外でも利用できます。

■ プッシュ通知

- ◎避難情報や地震情報等の防災情報をプッシュ通知
- ◎土砂災害の危険性が高まっているエリアにいるユーザーに対し、注意喚起をプッシュ通知

◆ 大津市防災ナビをダウンロードしよう！ ◆

iPhone用QRコード

App Storeのダウンロードページが開きます。



Android用QRコード

Google Playのダウンロードページが開きます。



利用上の 注意

- アプリの利用料は無料ですが、ダウンロードやご利用時にかかるパケット通信料は各自の負担となります。
- タブレット端末で本アプリをご利用の場合、正常に動作しない可能性があります。

普段からアプリを使って避難場所を確認しておきましょう！

お問い合わせ先

大津市役所 危機・防災対策課 TEL.077-528-2616

	身体障害者標識(身体障害者マーク) 肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。周囲の運転者はこの標識を掲示した車両を保護する義務を有し、表示車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられることになります。このマークの表示については、努力義務となっています。問合せ先は各警察署交通課です。
	聴覚障害者標識 聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示する標識です。周囲の運転者はこの標識を掲示した車両を保護する義務を有し、表示車に幅寄せや割り込みを行った運転者は道路交通法の規定で罰せられることになります。この標識の表示については、義務となっています。問合せ先は各警察署交通課です。
	耳マーク 聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障害者は見た目には分からないために、社会生活上で不安が少なくありません。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮にご協力をお願いします。問合せ先は一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会です。
	障害者のための国際シンボルマーク 障害者が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示す世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。問合せ先は公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会です。
	ハート・プラスマーク 「身体内部に障害のある方」を表しています。内部障害の方は外見から分りにくいため、様々な誤解を受けることがあります。電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、といったことを希望されている場合があります。このマークを着用されている方を見かけた場合はご理解、ご協力をお願いします。問合せ先は特定非営利活動法人ハート・プラスの会です。
	オストメイトマーク 人工肛門・人工膀胱を使用している方(オストメイト)のための設備があることや、オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。問合せ先は公益社団法人日本オストミー協会です。
	ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。
	盲人を表示する国際マーク 視覚障害を示す世界共通のシンボルマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。問い合わせ先は社会福祉法人日本盲人福祉委員会です。
	ヘルプマーク 義足・人工関節の使用、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など援助や配慮を必要としていることが外見から分からない方が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくするためのマークです。

大 津 市
障害福祉のしおり

令和7年（2025年）1月

大津市役所障害福祉課
（大津市福祉事務所）

〒520-8575 大津市御陵町 3-1

TEL 077-528-2745（認定審査係）

077-528-2726（障害福祉係）

077-528-2726（サービス支給係）

077-528-2696（障害企画係）

FAX 077-524-0086

Eメール otsu1408@city.otsu.lg.jp